

第3期 ゆうきの地域福祉計画

《平成30年度～34年度》

(案)

平成29年12月

結城市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の策定体制	5
5 計画の期間	5

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1. 人口や世帯の状況	7
2. 支援を必要とする市民の状況	9
3. 地域福祉行政の現状	12
4. 地域福祉の担い手	14
5. アンケート調査について	18
6. 本計画で取り組むべき課題	41

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	43
2. 基本目標	44

第4章 施策の展開

基本目標1	安心して利用できる福祉サービスの充実	47
基本目標2	住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり	55
基本目標3	住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり	64

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	75
2	計画の進捗管理・評価	76
3	目標値の設定	77

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成25年3月に「第2期ゆうきの地域福祉計画」を策定し、『やさしさをつむぐまち 結城』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

しかし、近年地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、東日本大震災などの大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。

さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、今後は福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、さまざまな分野が連携し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と、地域の支え合いによる取り組みが期待されています。

本市の市政運営の基本方針である「第5次結城市総合計画」において、保健福祉の分野では「ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実」を基本目標に掲げ、子ども、高齢者、障害者への福祉サービスの充実を図っています。

本計画は、総合計画の方針を踏まえ、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉などの各分野が連携し、本市の地域福祉の充実を図る「第3期ゆうきの地域福祉計画」を策定するものです。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる結城市の実現を目指します。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障害者」、「子ども」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民と共に、地域で支援を要する様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3) 社会福祉法人結城市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

社会福祉法人結城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、地域住民・ボランティア・福祉・保健などの関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、様々な活動を行っています。

また、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社協は市全体の地域福祉推進の中心的な役割を担っていくこととなるため、市が策定する『地域福祉計画』と、社協が策定する民間の活動・行動計画である『地域福祉活動計画』との整合性を図るものとします。

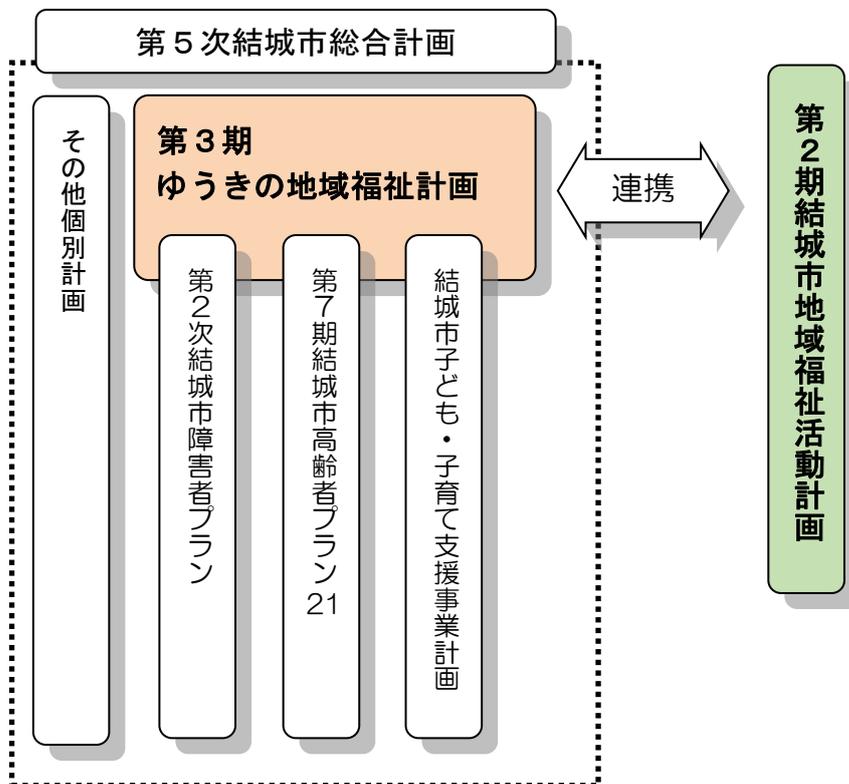
3. 計画の位置づけ

「第3期ゆうきの地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「第5次結城市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

また、子ども、高齢者、障害者などの福祉に関連する本市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、本計画は、地域福祉活動を進めるために、社協の「第2期結城市地域福祉活動計画」と連携していきます。

■ 計画の位置づけ



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、自治会、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、行政機関関係者で構成する「結城市地域福祉計画推進委員会」を設置し、策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

結城市内に在住する16歳以上の市民を対象に、地域の付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識、福祉サービスの利用状況等の実態を把握するため、平成29年7月にアンケート調査を実施しました。

また、同時期に民生委員・児童委員、市内で活動しているボランティア団体を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために、平成30年1月にパブリックコメントを実施します。

5. 計画の期間

本計画は、平成30年度から34年度までの5年間で計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
第5次結城市総合計画 基本構想										➤	
前期基本計画					後期基本計画						
第1期計画		第2期ゆうきの地域福祉計画					第3期ゆうきの地域福祉計画				

第2章

地域福祉に関する現状と課題

第2章 地域福祉に関する現状と課題

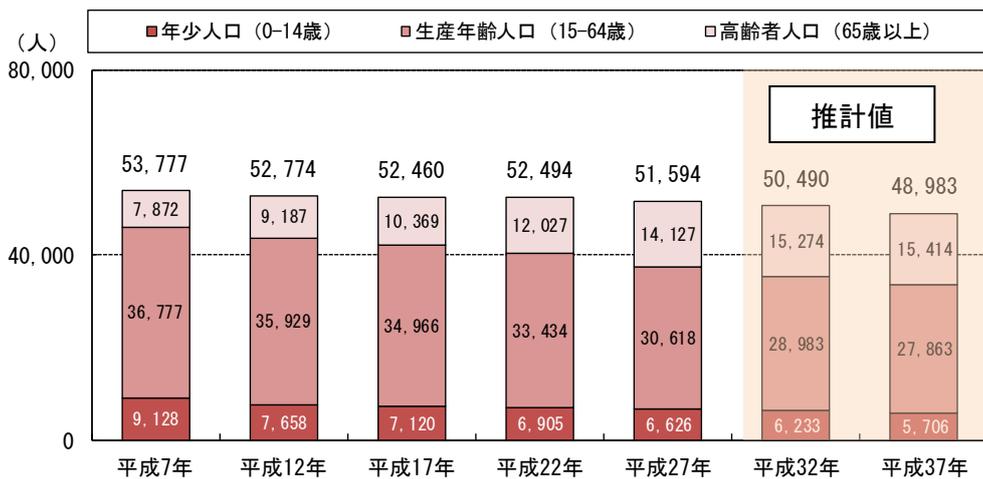
1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

平成27年国勢調査による本市の総人口は51,594人であり、平成7年の53,777人に対し2,183人減少しています。

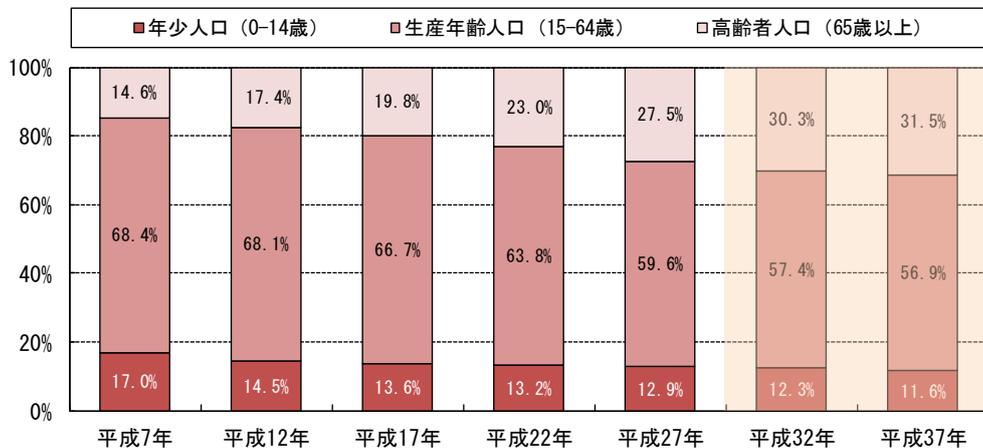
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合が年々減少している一方で、高齢者人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

○総人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査（合計値は年齢不詳を含む）、平成32年以降国立社会保障・人口問題研究所による推計値

○年齢3区分別人口割合の推移

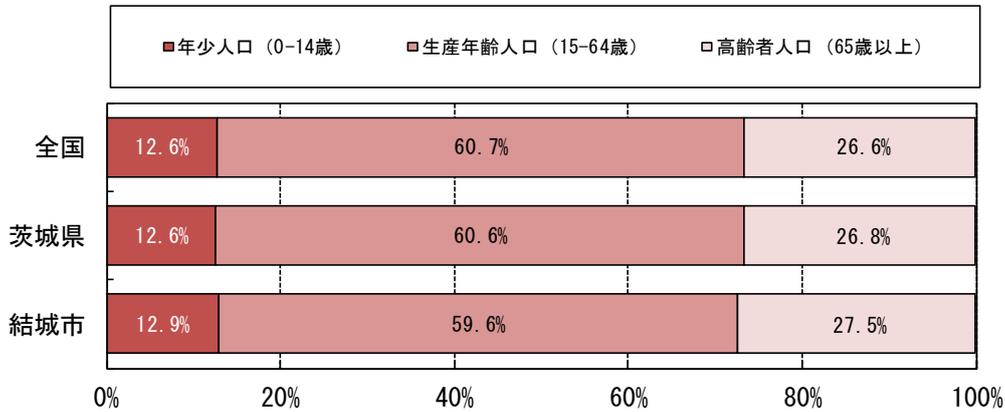


資料：国勢調査（合計値は年齢不詳を含む）、平成32年以降国立社会保障・人口問題研究所による推計値

第2章 地域福祉に関する現状と課題

さらに、平成27年国勢調査の年齢3区分を全国、茨城県と比較すると、年少人口割合及び高齢者人口割合は全国、茨城県より高く、全国や茨城県より高齢化が進んでいる傾向がうかがえます。

○年齢3区分別人口割合の比較

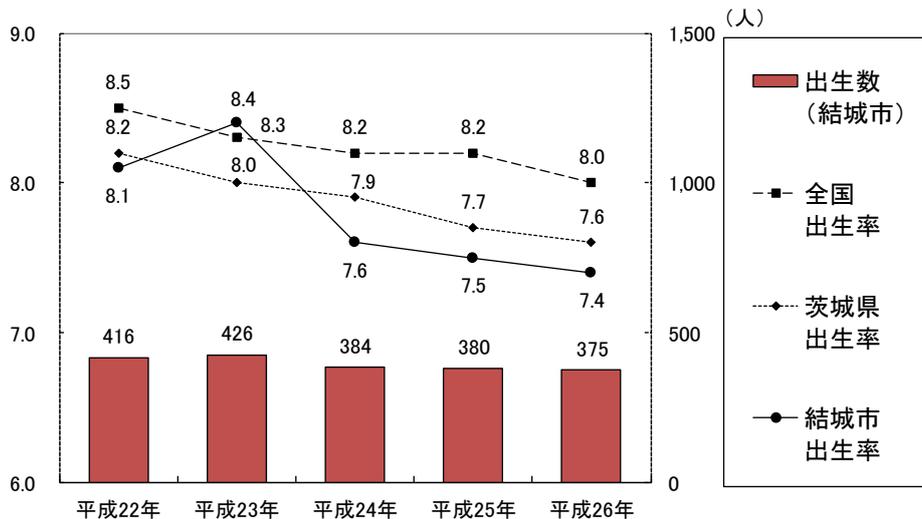


資料：国勢調査（合計値は年齢不詳を含む）

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、416人（平成22年）から375人（平成26年）と減少しています。また、平成24年以降、全国や県平均を下回って推移しています。

○出生数の推移

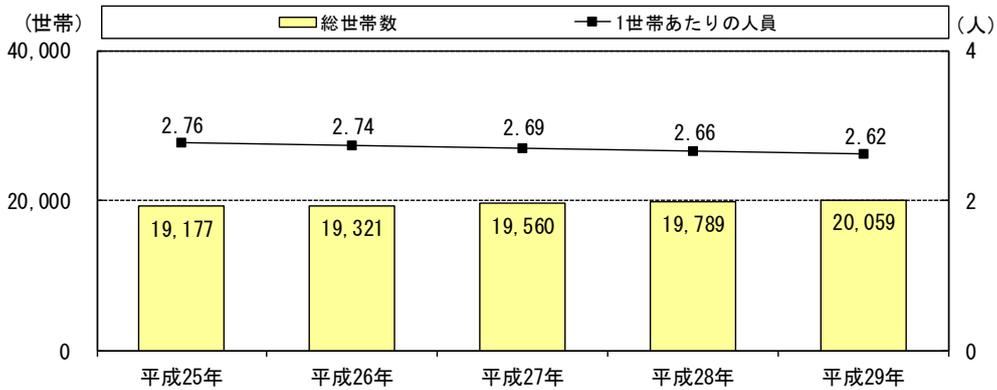


資料：茨城県保健福祉統計年報

(3) 世帯数の推移

世帯数は、緩やかに増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、平成29年現在は2.62人と核家族化が進んでいます。

○世帯数の推移



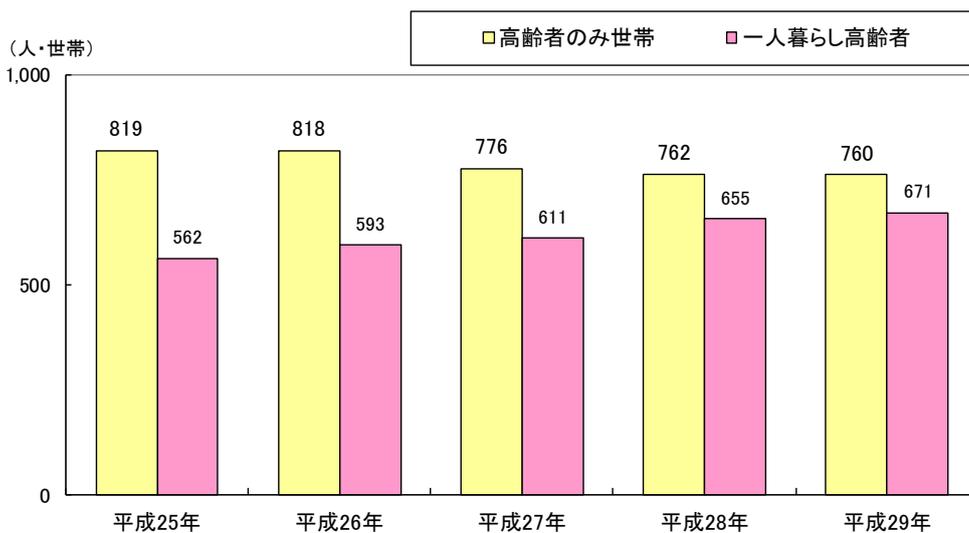
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者のみ世帯数及び一人暮らし高齢者数の推移

高齢者のみ世帯数（65歳以上の方のみで構成される世帯）は緩やかに減少していますが、一人暮らし高齢者数は、緩やかに増加しています。

○高齢者のみ世帯数及び一人暮らし高齢者数の推移

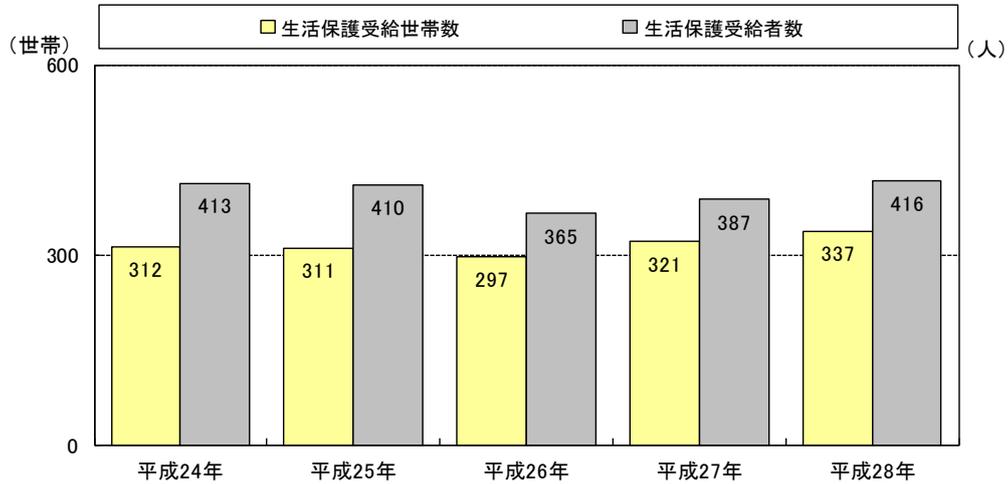


資料：結城市の福祉（各年4月1日）

(2) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

本市の生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移は横ばいとなっています。

○生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

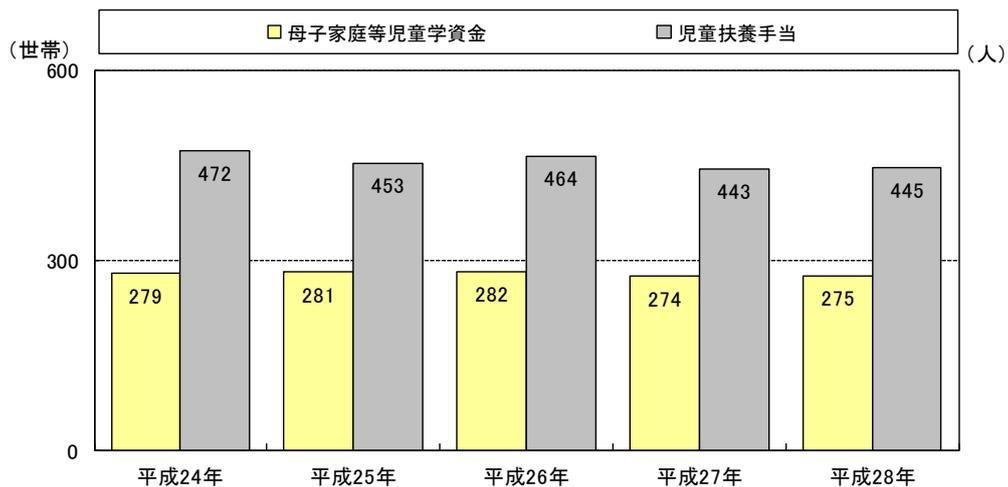


資料：結城市の福祉（各年4月1日）

(3) 母子家庭等児童学資金及び児童扶養手当受給者数の推移

本市の母子家庭等児童学資金及び児童扶養手当受給者数の推移は横ばいとなっています。

○母子家庭等児童学資金及び児童扶養手当受給者数の推移

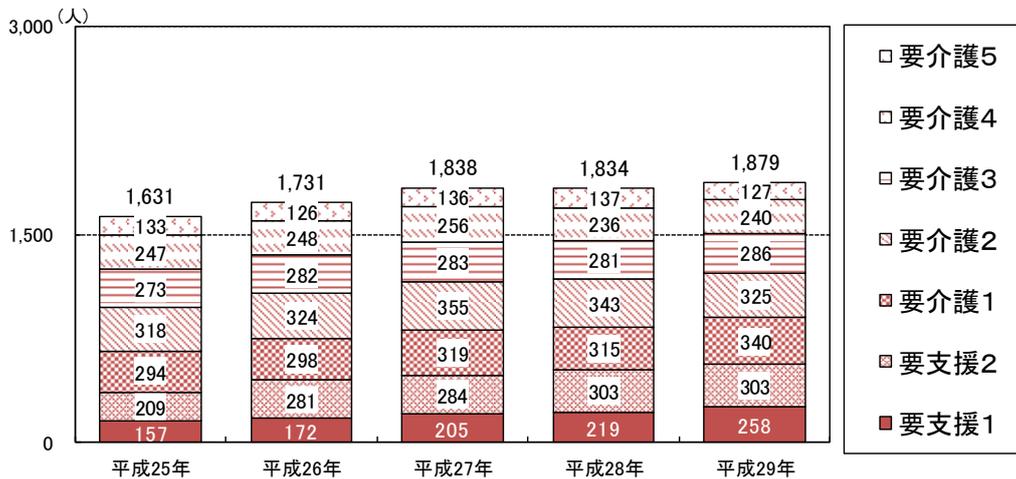


資料：結城市の福祉（各年4月1日）

(4) 要支援・要介護等認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移では、平成29年現在で1,879人となっており、平成25年の1,631人と比較すると248人増加しています。

○要支援・要介護認定者の推移

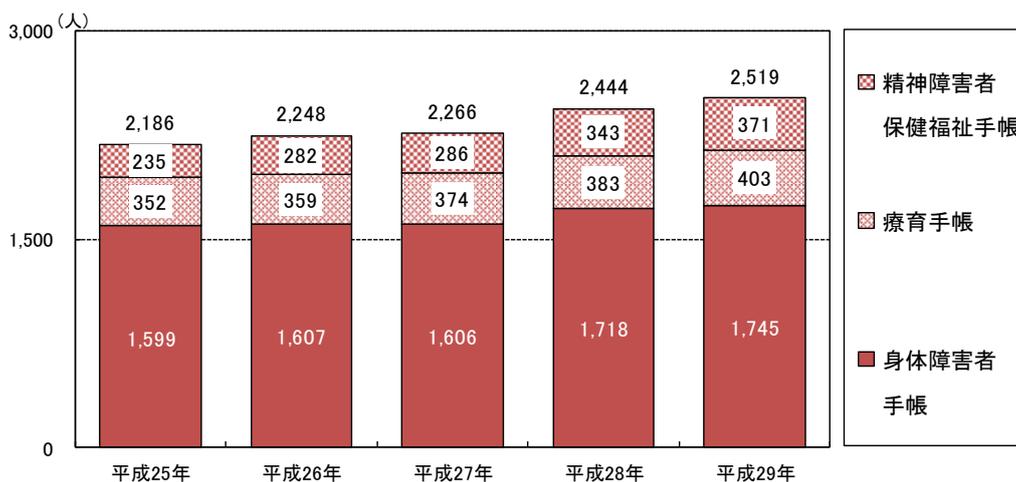


資料：結城市の福祉（各年3月末）

(5) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、年々微増し、平成29年では2,519人となっています。

○障害者手帳所持者数の推移



資料：結城市の福祉（各年3月末）

3. 地域福祉行政の現状

本市で展開されている地域福祉を推進主体別に区分すると、行政側では主に福祉事務所所管の福祉業務及び福祉関連分野の市・県・国の行政があります。行政機関以外では社協や民生委員・児童委員、福祉関連サービス事業者、ボランティア市民等多様な形態で福祉事業が展開されています。

ここでは、本市において行われている分野別福祉行政の概括を行うとともに、ゆうきの地域福祉計画で位置づけている主要な地域福祉行政の現状と課題をまとめています。

(1) 分野別福祉行政

福祉事務所の業務のうち地域福祉、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉の分野については、第5次結城市総合計画を上位計画として、法定計画により計画的に推進しています。福祉事務所では、これらの分野を含めて全業務について、年度ごとに事業計画を策定し、総合的に福祉行政を推進しています。

○法定計画

計画名	根拠法	計画期間
第5次結城市総合計画	地方自治法	平成23年度～32年度
第3期ゆうきの地域福祉計画	社会福祉法	平成30年度～34年度
結城市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	平成27年度～31年度
結城市障害者計画（第2期）	障害者基本法	平成27年度～32年度
結城市障害福祉計画（第5期）・ 障害児福祉計画（第1期）	障害者総合支援法・ 児童福祉法	平成30年度～32年度
第7期結城市高齢者プラン21 （結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	老人福祉法・介護保険法	平成30年度～32年度

○連携計画

計画名	根拠法	計画期間
第2期結城市地域福祉活動計画	—	平成27年度～31年度

①地域福祉対策

「やさしさをつむぐまち結城」の基本理念の実現に向けて各種施策を実施してきました。

また、社協の「第2期結城市地域福祉活動計画」と連携し、施策を推進してきました。

今後は、「第3期ゆうきの地域福祉計画」に基づき、事業の総合的な推進を図ります。

②高齢者福祉対策

「結城市高齢者プラン21」（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）により、「心と心で織りなす ふれあいのまち 結城」を基本理念として、介護保険事業を適正に運営するとともに、高齢者福祉の総合的な推進を図っています。

③児童福祉対策

子ども・子育て支援法に基づき、「結城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「ともに育てともに育ち ともに支えあう 地域づくり」を基本理念として、地域全体で子育て・子育て支援のための環境づくりを推進しています。

④障害者（児）対策

第2次結城市障害者プランでは、障害者基本法に基づき策定した「結城市障害者計画」により、「だれもが自分らしくいきいきと暮らす 結城」を基本理念として、障害者施策の全般的な推進を図っています。

また、障害福祉サービス等については障害者総合支援法に基づいて策定した「結城市障害福祉計画（第5期）」を推進しています。なお、児童福祉法に基づく「結城市障害児福祉計画（第1期）」を一体的に策定したものです。

⑤生活自立事業

母子・父子家庭の増加に対応して、生活の安定と自立を促進するため経済的支援・相談業務等を行っています。また、傷病や失業等による生活困窮者に対する相談業務の充実を図るとともに、生活保護制度等低所得者福祉を実施しています。

（2）地域福祉行政

これまで市民の抱える生活福祉課題は、障害福祉や児童福祉、高齢者福祉等関連する分野別の福祉行政で対応してきましたが、今日では、生きがい活動や権利擁護、災害時要援護者支援対策、男女共同参画社会の構築、バリアフリーのまちづくり等、各分野を横断する総合的な対応が求められている課題が数多くあります。こうした新たな生活福祉課題に対応するために、市全体として従来の枠を超えた新たな地域福祉行政を展開していく必要があります。これらの地域福祉行政は、分野別福祉行政の面では主に福祉事務所の業務として推進しています。新たな生活福祉課題に対して、従来の福祉行政の枠を超えて、保健・医療分野との連携をはじめ、教育や生涯学習、防災、まちづくり等の様々な行政分野や社協等民間における機関・団体・事業者と連携して事業推進を図ります。

4. 地域福祉の担い手

本市の地域福祉は、行政部門が担当する福祉事業とともに、広範な市民・団体・事業者等民間部門の担い手によって推進されています。

このうち、民生委員・児童委員，社協，公益社団法人結城市シルバー人材センター（以下「市シルバー人材センター」という。），ボランティア，NPO法人，共同募金，福祉サービス事業者，地域団体等民間部門の主な地域福祉の担い手の現状は次のとおりです。

（1）民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法により定められているもので（児童福祉法により児童委員を兼務），厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しており，福祉事務所の協力機関として位置づけられています。

平成29年4月現在89人の民生委員・児童委員が，「社会奉仕の精神をもって，常に住民の立場に立って相談に応じ，必要な援助活動を行い，もって社会福祉の増進に努めるものとする」（民生委員法第1条）として，地域福祉推進の重要な役割を果たしています。

平成28年度の相談・支援件数は，高齢者に関することが1,417件（65.9%），障害者に関することが127件（5.9%），子どもに関することが277件（12.9%），その他が330件（15.3%）などで合計2,151件となっています。また，活動延べ日数は12,014日となっています。

今後も民生委員・児童委員の活動の振興を図り，情報提供等の支援や連携の推進が必要です。

なお，民生委員・児童委員のアンケート調査によれば，地域福祉について感じている課題として，「保健・医療・福祉・介護サービス情報が，市民に十分に知られていない」が64.6%と最も多く，次いで「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が63.4%，「地域の中で災害時など支援を必要とする人の存在が，地域で共有化されていない」が50.0%となっています。

民生委員・児童委員活動については，87.8%の委員が使命感を感じていますが，他方で，64.6%の委員が負担感を感じながら活動を行っています。また，活動の中では「担当地区の実態把握がなかなかできない」ことや「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」ことを，それぞれほぼ半数の委員が挙げています。

(2) 社会福祉法人結城市社会福祉協議会

社協は、社会福祉法第109条を根拠に地域福祉の推進を目的にしており、自主性と公共性を持った民間組織です。「住民主体」の理念を活動の基本に掲げて、地域に根ざした多様な地域福祉全般に渡る活動を展開しており、会員数は平成28年度で13,764人です。

住民に身近な「小地域」において地域福祉活動を円滑に行うために、絹川支部・上山川支部・山川支部・江川支部の4支部の活動が行われています。

「第2期結城市地域福祉活動計画」(平成27年度～31年度)を策定し、「だれもが住みなれた地域で生き生きと生活できる地域社会づくり」を基本理念として事業展開を行っており、今後も連携・協力関係を充実させることが必要です。

(3) 公益社団法人結城市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により県知事の指定を受けて設立したもので、定年退職者などの高年齢者に、臨時的・短期的な仕事を登録会員制で提供するものです。会員数は平成28年度現在407人、受注件数は1,735件となっています。

住民の就業を通じた生きがい活動や社会参加の促進の面から、今後とも事業の充実を図ることが課題です。

(4) ボランティア、NPO法人

主に福祉分野に関わるボランティア活動については、社協においてボランティアの養成、ボランティア活動を通じた福祉教育やボランティアの派遣など、ボランティア活動の総合的な推進を図っています。

平成28年度現在、結城市ボランティア連絡協議会への登録団体は29団体です。

また、市内に事務所を持って活動しているNPO法人は10法人となっています(平成29年4月現在)。

なお、ボランティア団体のアンケート調査によれば、活動全般で困っていることは、「スタッフの高齢化」が44.4%と最も多く、次いで「スタッフ不足」が35.6%、「後継者がいない、育たない」が28.9%となっています。また、活動を活性化させるために必要な取り組みは、「活動をPRする場の提供」が35.6%と最も多く、次いで「市民のボランティア活動の関心を高める」が31.1%、「団体間の交流の充実」が26.7%となっています。

今後、ボランティア活動・NPOによる地域福祉活動への住民参加の促進やボランティア団体同士のネットワークの構築など、活動の振興を図ることが重要です。

(5) 共同募金

共同募金は、地域福祉推進のために、社会福祉法に基づいて組織された社会福祉法人茨城県共同募金会が実施する募金活動で、全国一斉に行われます。集められた募金は社会福祉の推進に使われます。

本市においては、社協内に共同募金支会が設置され、共同募金ボランティアの協力により実施されます。

(6) 福祉サービス事業者

本市において、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉等に関わる福祉サービスを提供する施設・事業所は、公立をはじめ、民間では法人格の有無にかかわらず地域福祉を推進する重要な役割を担っています。

なお、これらの施設・事業所については、主に対象分野別の法定計画に基づいて計画的に基盤整備が図られています。

(7) 地域団体

市内には、自治会をはじめとして年齢や地域にかかわらず団体やサークル等任意の住民組織が多数あります。これらの地域団体は、それぞれ独自の目的を持っていますが、地域住民同士の懇親・交流を活動の柱としており、住民相互のふれあい活動や地域福祉推進のすそ野を幅広くしています。

①自治会

自治会は、地域住民の自主的な総意に基づく任意の組織で、コミュニティづくりの中心的な担い手として、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と解決の場として位置づけられます。

平成29年度現在、192自治会があります。

②消防団・自主防災組織

消防団は、市条例により設置されており12分団(本部+女性分団+10個分団)、団員は269人で地域の奉仕団体として有事の際にはいち早く火災・水害・地震・台風などの各種災害発生現場に駆けつけ、市民の「生命と財産」を守っています。

自主防災組織は、「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもとに、自治会を中心として自主的に結成された、自発的な防災活動を行なう組織です。平成29年度現在、40団体あります。

③子ども会・子育て支援団体

地域における異年齢児との触れ合い・集団活動等家庭や学校では得られない貴重な体験をする場となっており、児童の健全育成を目的とした組織です。

また、子育て支援団体は、子育て支援隊をはじめ6つの子育て支援サークルとボランティア1団体が自主的に子育て支援の活動を実施しています。

平成29年度現在、子ども会は77団体、会員数は2,912人です。

④老人クラブ

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の維持、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、福祉の増進を図ります。行政では、高齢者が自主的に仲間とともに生きがい活動を行う場として位置づけ、クラブの振興を図っています。

平成29年度現在、老人クラブは50団体、会員数は1,598人です。

⑤障害者団体・保護者会等

障害のある人が組織する団体や施設・サービスを利用する保護者会等は、平成29年度現在3団体(身体障害者福祉団体連合会・心身障害児(者)父母の会、手をつなぐ育成会)があります。

団体・保護者会の活動は、サービス利用の当事者として、利用しやすいサービス利用の促進や事業の健全な発達に貢献しています。

5. アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

○アンケート調査の実施状況

対象者	配布数	回収数	回収率
16歳以上の市民（無作為抽出）	2,500件	1,132件	45.3%
民生委員・児童委員	88件	82件	93.2%
ボランティア	87件	45件	51.7%

○調査の方法

郵送による配布、回収。

○調査サンプル数について（以下の有効回答者数は、比率算出の基礎となります。）

対象者	内容
市民	平成29年調査：サンプル数1,132件（今期計画に実施した調査） 平成24年調査：サンプル数1,071件（第2期計画策定時に実施した調査） 平成19年調査：サンプル数922件（第1期計画策定時に実施した調査）
民生委員・児童委員	平成29年調査：サンプル数82件（今期計画に実施した調査） 平成24年調査：サンプル数70件（第2期計画策定時に実施した調査）
ボランティア	平成29年調査：サンプル数45件（今期計画に実施した調査） 平成24年調査：サンプル数16件（第2期計画策定時に実施した調査）

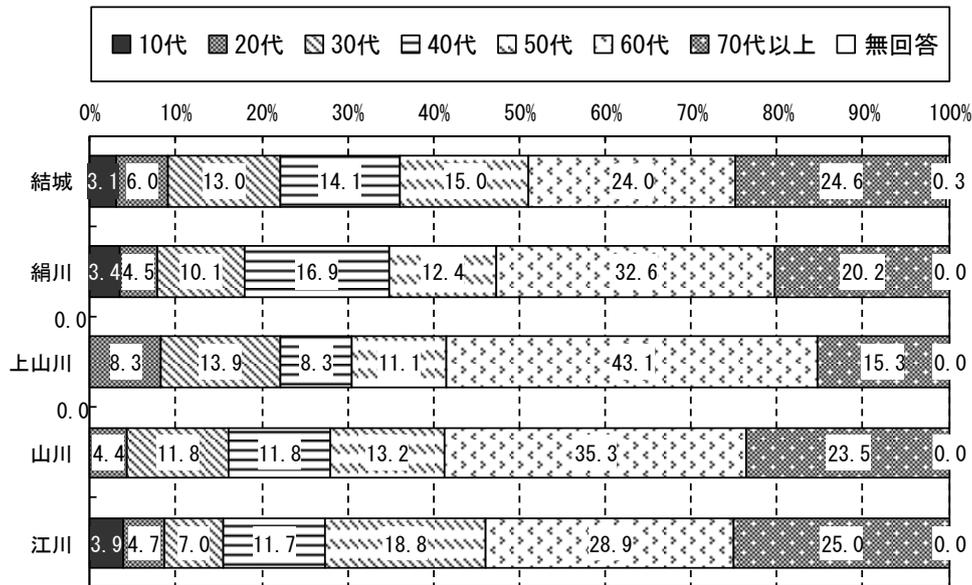
○分析・表示について

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

(1) 市民

①対象者の属性

地区別で回答者の年齢をみると、上山川地区、山川地区は60代以上の回答割合が6割近く、結城地区や絹川地区は10～50代が他の地区に比べ多くなっています。



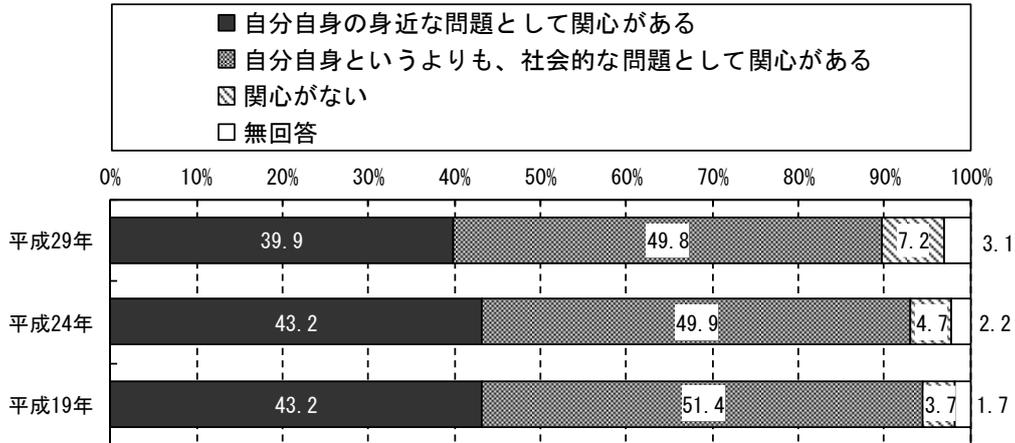
②世帯の状況

地区別でみると、すべての地区で「2世代世帯（親・子ども）」が多く、上山川地区、山川地区、江川地区では他の地区に比べ「3世代世帯（祖父母・親・子ども）」の割合が高くなっています。

また、年齢別にみると、10～60代は「親子2世代世帯」が最も多く、70代以上では「夫婦のみ」が最も多くなっています。

区分 %	件数	ひとり暮らし(単身)世帯	夫婦のみ	2世代世帯(親・子ども)	3世代世帯(祖父母・親・子ども)	その他世帯(兄弟姉妹など)	その他	無回答	
全体	1,132	5.1	24.0	50.3	15.4	1.2	3.0	1.0	
地区別	結城	768	6.5	25.7	51.4	12.6	1.3	2.1	0.4
	絹川	89	1.1	24.7	57.3	11.2	1.1	3.4	1.1
	上山川	72	4.2	20.8	40.3	26.4	0.0	8.3	0.0
	山川	68	1.5	23.5	50.0	22.1	0.0	2.9	0.0
	江川	128	2.3	17.2	46.1	25.8	2.3	5.5	0.8
年齢別	10代	32	0.0	0.0	59.4	31.3	3.1	6.3	0.0
	20代	65	3.1	7.7	47.7	36.9	1.5	3.1	0.0
	30代	136	4.4	15.4	66.2	9.6	1.5	2.9	0.0
	40代	153	4.6	9.2	68.0	15.7	1.3	0.7	0.7
	50代	167	3.0	15.6	56.3	19.2	1.8	4.2	0.0
	60代	305	3.6	33.1	44.9	14.1	1.3	2.6	0.3
	70代以上	266	10.2	39.5	35.3	10.5	0.4	3.8	0.4

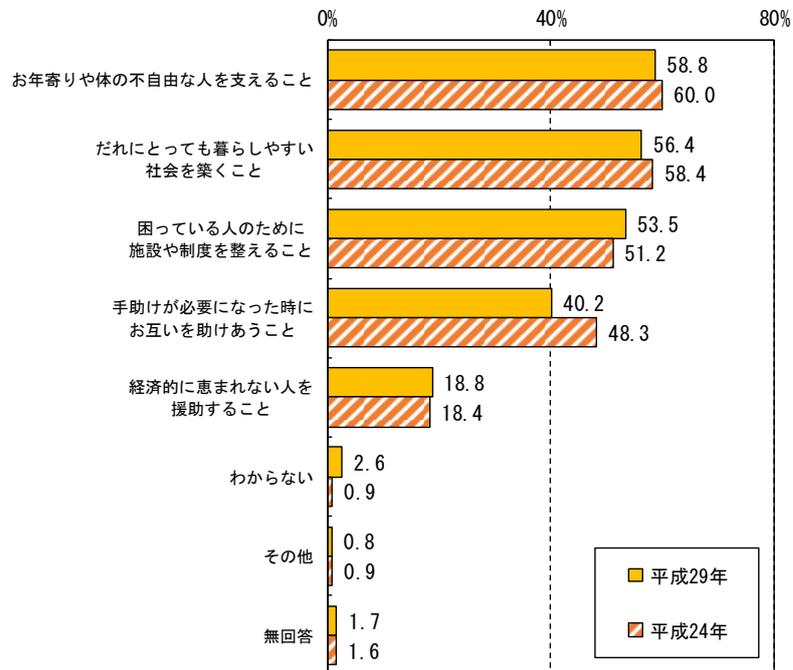
③福祉に対する関心度



福祉への関心度では、「自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある」が49.8%、「自分自身の身近な問題として関心がある」が39.9%で合計89.7%の方が「関心がある」と答えています。平成24年、平成19年調査とほぼ同様の関心度合いです。

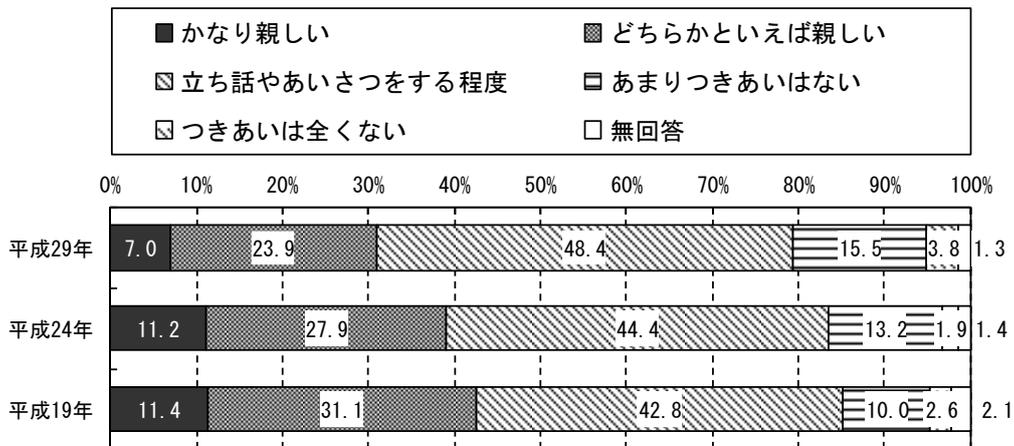
その一方で、7.2%が「関心がない」と回答しており、その割合も増加しています。

④福祉のイメージ



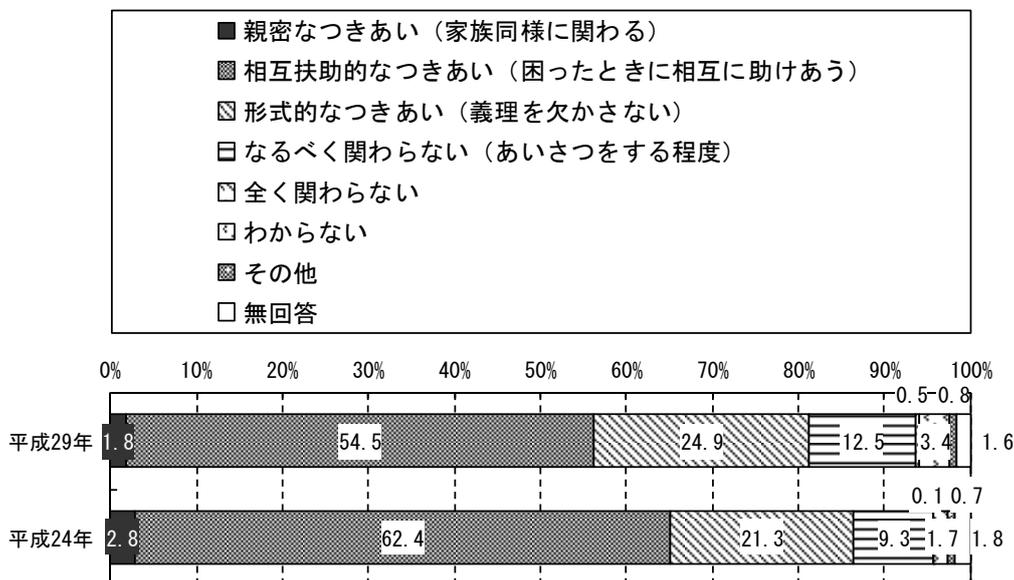
福祉のイメージは、平成24年調査とほぼ同様の傾向がうかがえますが、「手助けが必要になった時にお互いを助けあうこと」と回答した割合が減少し、「困っている人のために施設や制度を整えること」が増加していることから、行政への依存が高くなっています。

⑤近所との付き合いの状況



近所との付き合いは、「立ち話やあいさつをする程度」が48.4%と最も多く、次いで「どちらかといえば親しい」が23.9%、「あまりつきあいはない」が15.5%となっています。平成24年、平成19年調査とほぼ同様ですが、「どちらかといえば親しい」は減少、一方「あまりつきあいはない」が増加しています。

⑥今後の近所付き合い



今後の近所付き合いの状況では、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」が54.5%と最も多く、次いで「形式的なつきあい（義理を欠かさない）」が24.9%、「なるべく関わらない（あいさつをする程度）」が12.5%となっています。

平成24年調査とほぼ同様ですが、「相互扶助的なつきあい（困ったときに相互に助けあう）」は減少、一方「なるべく関わらない（あいさつをする程度）」が増加しています。

⑦地域での問題点・不足していると思うもの

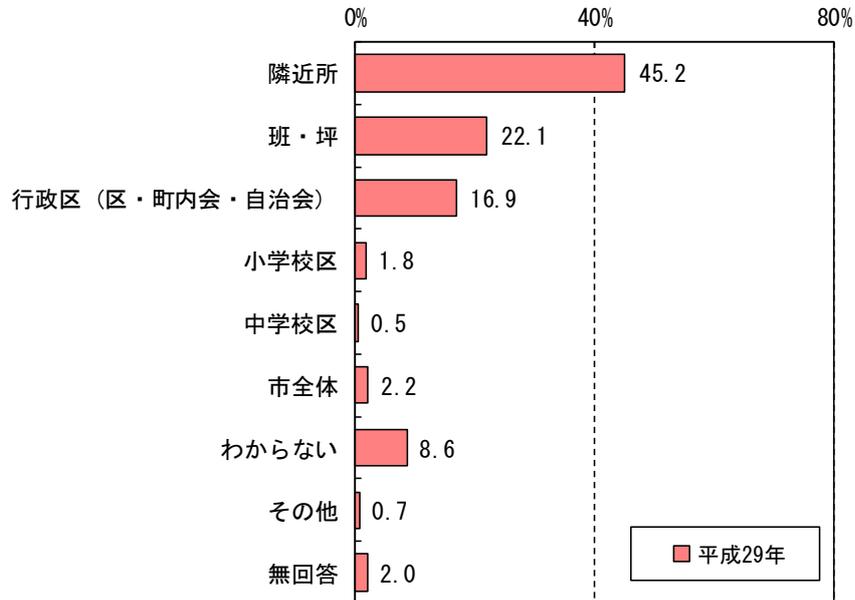
区分 %	件数	あいさつをしない人が多い	緊急時の対応体制がわからない	犯罪の増加	交通マナーの乱れ	道ばたのごみが増えた	地域での子どもの見守りがなされていない	子どもや女性、高齢者、障害のある人に対する虐待を見たり聞いたりする	隣近所との交流が少ない	世代間の交流が少ない	地域の活動が不活発である	地域の中で気軽に集まれる場が少ない	自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること	障害のある人に対する理解が不足している	健康に対する意識が低い	移動手段が不十分	特になし	その他	無回答	
全体	1,132	13.5	30.2	6.7	20.8	15.9	7.2	1.0	20.8	25.6	10.0	15.4	8.2	7.1	6.1	25.1	16.6	3.6	3.3	
地区別	結城	768	15.9	33.5	7.2	22.4	14.7	7.2	1.2	21.5	25.0	10.9	14.2	9.2	6.0	7.0	19.8	17.3	3.8	3.3
	絹川	89	10.1	30.3	7.9	21.3	15.7	13.5	1.1	23.6	25.8	10.1	18.0	10.1	15.7	5.6	28.1	13.5	1.1	4.5
	上山川	72	5.6	18.1	6.9	27.8	25.0	6.9	0.0	12.5	31.9	8.3	19.4	5.6	5.6	2.8	37.5	12.5	5.6	1.4
	山川	68	8.8	22.1	2.9	13.2	14.7	7.4	1.5	25.0	32.4	8.8	17.6	1.5	0.0	5.9	39.7	17.6	1.5	2.9
	江川	128	7.8	23.4	5.5	12.5	18.0	3.1	0.0	15.6	23.4	6.3	17.2	6.3	11.7	3.1	40.6	16.4	4.7	3.1
年齢別	10代	32	15.6	31.3	12.5	25.0	21.9	6.3	3.1	12.5	12.5	0.0	9.4	3.1	6.3	6.3	18.8	25.0	15.6	0.0
	20代	65	10.8	30.8	4.6	20.0	6.2	7.7	1.5	18.5	27.7	10.8	12.3	10.8	6.2	7.7	32.3	21.5	7.7	1.5
	30代	136	13.2	38.2	9.6	27.9	12.5	9.6	1.5	16.2	20.6	6.6	13.2	10.3	10.3	7.4	22.8	15.4	6.6	2.2
	40代	153	7.8	34.0	9.8	26.8	15.0	13.1	1.3	13.1	14.4	5.9	15.7	9.2	6.5	3.9	32.0	13.7	2.6	2.6
	50代	167	13.2	31.1	10.2	21.0	17.4	2.4	0.0	16.8	19.8	10.8	10.8	6.0	7.8	5.4	28.1	17.4	1.8	3.6
	60代	305	10.2	30.5	3.9	20.0	16.1	5.9	0.0	23.6	32.1	13.4	16.1	7.5	6.2	5.6	23.3	15.7	3.0	3.6
	70代以上	266	21.1	22.9	4.5	14.7	18.8	7.1	1.9	27.8	32.3	10.5	19.5	9.0	6.4	7.5	21.1	17.3	2.3	4.1

地域の問題点・不足していると思う点は、「緊急時の対応体制がわからない」が30.2%と最も多く、次いで「世代間の交流が少ない」が25.6%、「移動手段が不十分」が25.1%となっています。

地区別でみると、結城地区、絹川地区では「緊急時の対応体制がわからない」、上山川地区、山川地区、江川地区では「移動手段が不十分」が最も高くなっています。

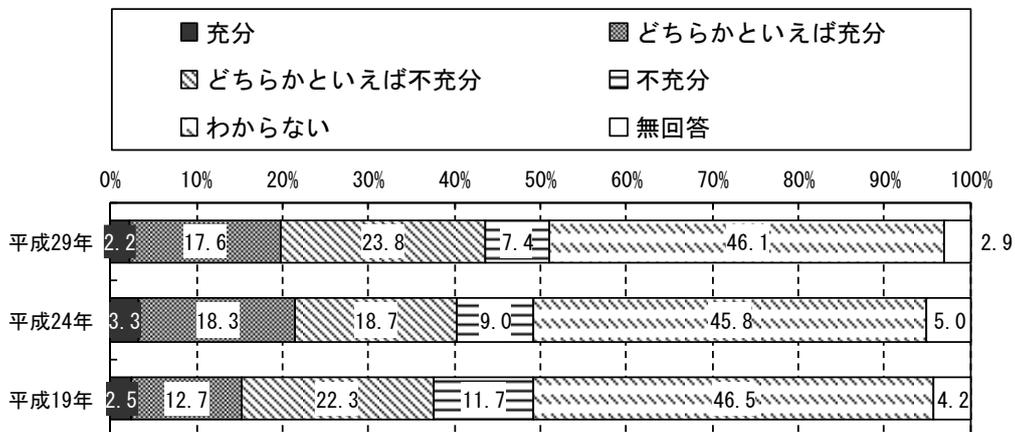
年齢別でみると60代以上では「世代間の交流が少ない」が他の年齢より高くなっています。

⑧住民同士お互いに助け合える地域の範囲



助け合える地域の範囲は、「隣近所」が45.2%と最も多く、次いで「班・坪」が22.1%、「行政区 (区、町内会・自治会)」が16.9%となっています。

⑨福祉に関する情報提供の充足度



福祉に関する情報提供の充足度は、「わからない」が46.1%と最も多いです。「充分」2.2%、「どちらかといえば充分」17.6%で「充分」の合計が19.8%です。

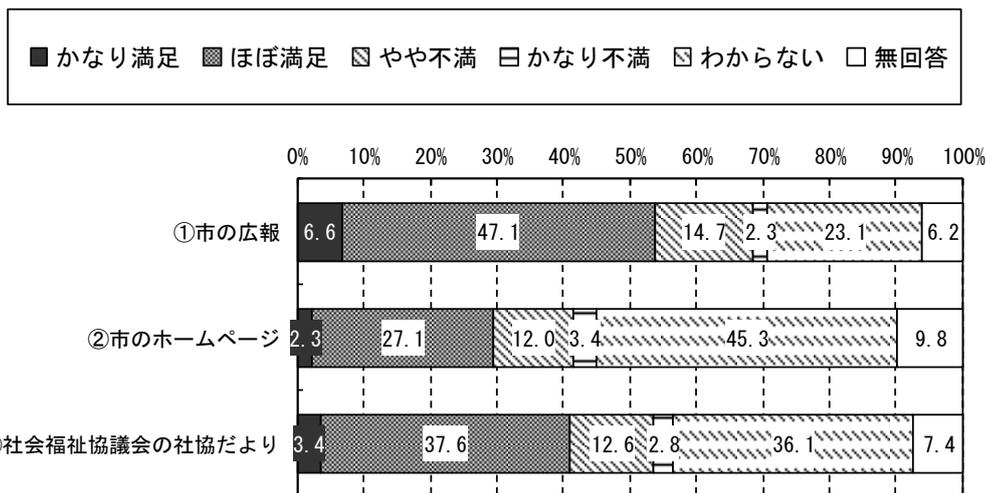
一方、「どちらかといえば不十分」23.8%、「不十分」7.4%で、「不十分」の合計は31.2%です。平成24年、平成19年調査とほぼ同様の傾向がうかがえますが、「どちらかといえば不十分」の割合が高くなっています。

⑩情報提供で不十分と思う理由

区分 %	件数	情報が入ってこない	情報の内容がわかりにくい、わからない	情報媒体(パソコン、新聞)がない	高齢者や障害がある人への配慮がされていない	その他	特に理由はない	無回答
全体	353	52.4	54.7	9.1	19.3	2.0	3.4	3.7
10代	8	50.0	37.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
20代	23	82.6	34.8	4.3	21.7	0.0	4.3	0.0
30代	47	55.3	42.6	12.8	19.1	2.1	4.3	4.3
40代	44	61.4	56.8	13.6	31.8	2.3	4.5	2.3
50代	73	53.4	61.6	6.8	16.4	2.7	4.1	0.0
60代	102	44.1	59.8	8.8	15.7	2.0	3.9	3.9
70代以上	55	45.5	56.4	9.1	16.4	1.8	0.0	10.9

情報提供で不十分と思う理由は、「情報の内容がわかりにくい、わからない」が54.7%と最も多く、次いで「情報が入ってこない」が52.4%、「高齢者や障害がある人への配慮がされていない」が19.3%となっています。特に10代から40代は「情報が入ってこない」、50代以上で「情報の内容がわかりにくい、わからない」が最も多くなっています。

⑪福祉に関する情報提供の満足度



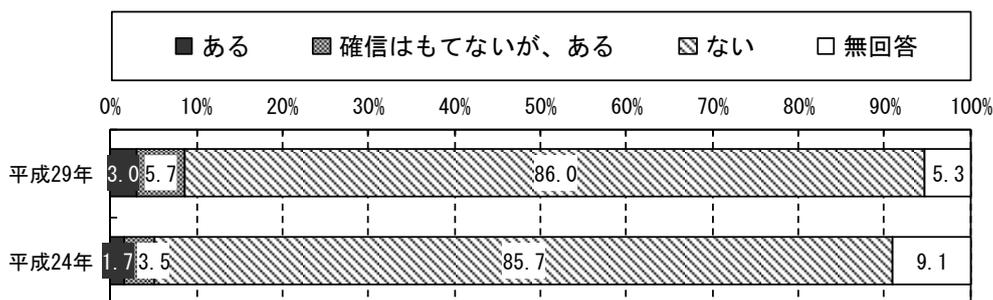
福祉に関する情報提供の満足度では「満足」（かなり満足・ほぼ満足と回答した割合）は、「①市の広報」は53.7%、「②市のホームページ」は29.4%、「③社会福祉協議会の社協だより」は41.0%となっています。

⑫日常生活での日頃の悩みや不安

区分 %	件数	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	子どもの教育や将来のこと	乳幼児の育児に関すること	介護に関すること	収入など経済的なこと	地域での人間関係のこと	家族の人間関係のこと	職場での人間関係のこと	住環境に関すること	地域の治安に関すること	地震や火事などの災害に関すること	働くこと（就職・失業）	外出と移動に関すること	その他	特にない	無回答	
全体	1,132	40.5	55.5	15.7	3.3	28.5	32.7	8.9	5.7	5.1	10.6	10.3	26.7	10.4	9.0	1.1	12.1	3.4	
地区別	結城	768	39.2	54.3	16.3	3.4	28.3	32.2	9.2	5.3	5.3	9.8	9.9	28.4	10.3	7.6	1.2	13.3	2.9
	絹川	89	40.4	58.4	15.7	3.4	31.5	37.1	5.6	6.7	6.7	10.1	9.0	31.5	13.5	10.1	2.2	5.6	6.7
	上山川	72	36.1	56.9	16.7	2.8	29.2	37.5	6.9	2.8	5.6	15.3	9.7	13.9	11.1	8.3	1.4	12.5	5.6
	山川	68	48.5	63.2	17.6	4.4	25.0	27.9	7.4	4.4	5.9	14.7	13.2	26.5	7.4	11.8	0.0	5.9	1.5
	江川	128	46.9	57.0	10.2	2.3	29.7	33.6	11.7	9.4	1.6	10.9	13.3	21.1	10.9	15.6	0.0	13.3	3.1
年齢別	10代	32	12.5	15.6	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	3.1	3.1	6.3	25.0	15.6	0.0	0.0	53.1	0.0
	20代	65	33.8	40.0	15.4	13.8	4.6	43.1	13.8	6.2	12.3	9.2	6.2	35.4	30.8	10.8	0.0	13.8	1.5
	30代	136	41.9	50.7	39.0	11.0	14.0	41.2	10.3	8.8	9.6	14.0	14.7	25.7	18.4	7.4	2.9	13.2	1.5
	40代	153	34.0	51.0	36.6	2.6	28.1	34.0	8.5	6.5	7.2	10.5	13.7	29.4	12.4	5.2	1.3	7.8	0.7
	50代	167	46.1	65.9	13.8	1.2	41.3	37.1	10.8	9.0	9.6	12.6	12.6	26.9	15.6	7.2	0.6	9.0	1.2
	60代	305	40.7	59.7	8.2	1.3	29.8	33.8	9.5	4.3	2.0	13.4	9.2	25.9	5.9	6.2	0.7	11.8	3.6
	70代以上	266	44.4	57.9	3.8	1.1	35.3	24.4	6.8	3.8	0.8	5.6	7.9	24.4	1.9	16.9	1.1	11.3	7.5

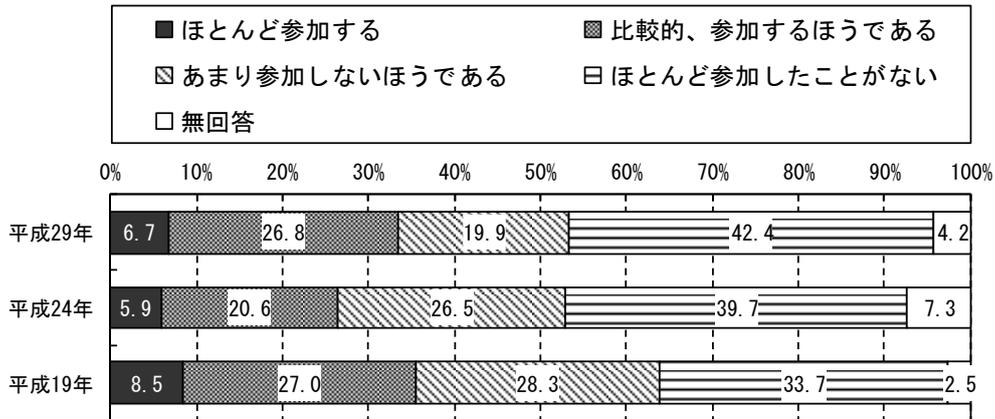
日常生活で日頃悩んでいることや不安に思っていることは、「自分や家族の老後のこと」が55.5%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が40.5%、「収入など経済的なこと」が32.7%となっています。年齢別でみると、20代では「収入など経済的なこと」、30～40代では「子どもの教育や将来のこと」、50代以上では「自分や家族の老後のこと」の割合が高くなっています。

⑬引きこもりや高齢者の孤立等の疑い



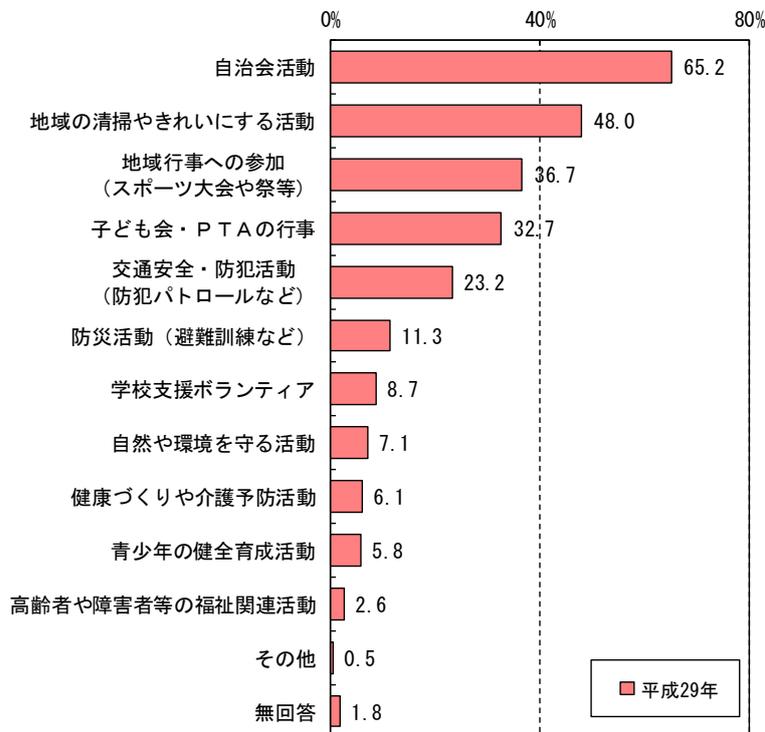
引きこもりや高齢者の孤立等の疑いでは、「ない」が86.0%ですが、「ある」は3.0%（34件）、「確信はもてないが、ある」は5.7%（64件）で、合計8.7%（98件）です。

⑭地域活動への参加状況



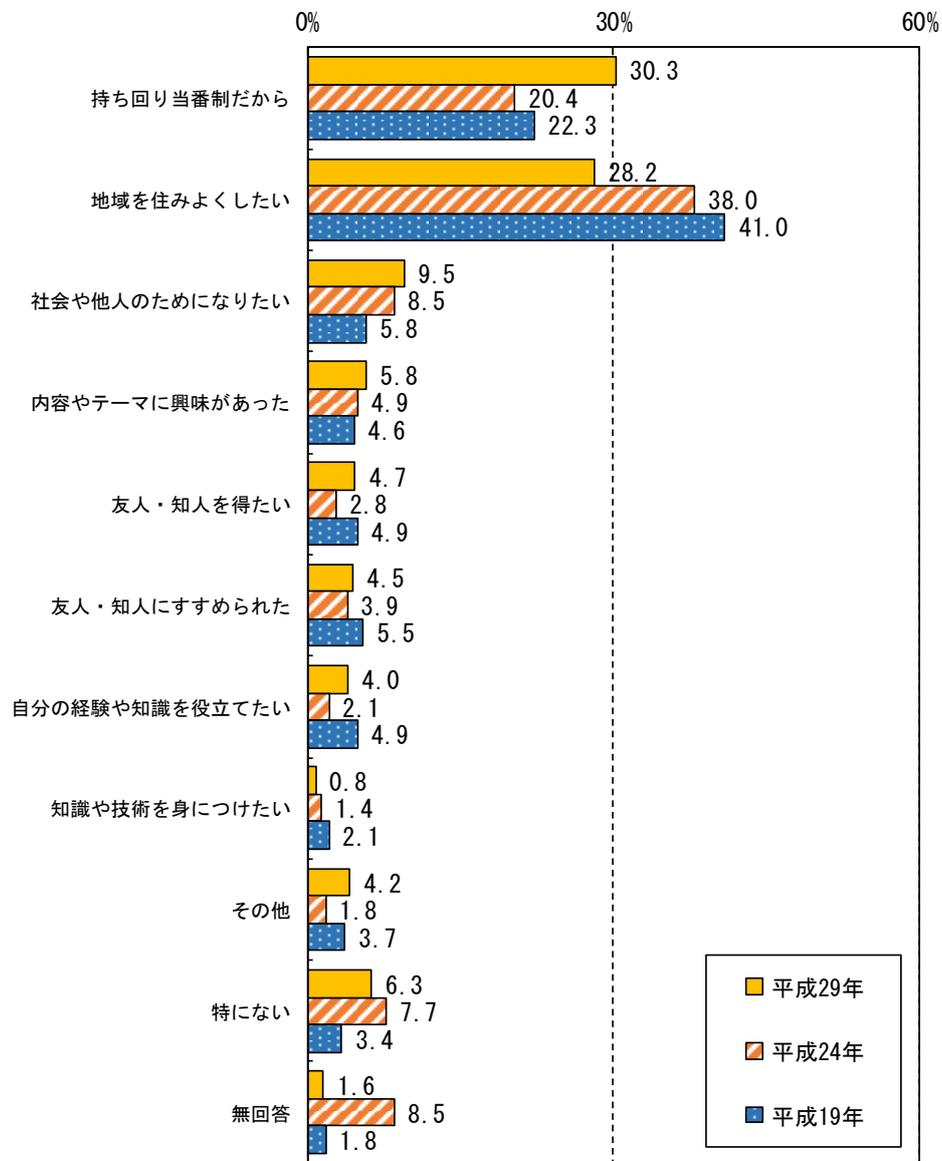
地域の活動への参加状況では、「ほとんど参加する」が6.7%、「比較的、参加するほうである」が26.8%と「参加する」と回答した人の合計が33.5%です。一方、「あまり参加しないほうである」が19.9%、「ほとんど参加したことがない」が42.4%と「参加しない」と回答した人の合計が62.3%です。「参加する」と回答した人の割合は、平成19年に比べ減少しているものの、平成24年に比べ増加しています。

⑮参加している地域活動



地域活動へ参加していると回答した方の参加している地域活動を見ると、「自治会活動」が65.2%で最も多く、次いで「地域の清掃やきれいにする活動」が48.0%、「地域行事への参加 (スポーツ大会や祭等)」が36.7%となっています。

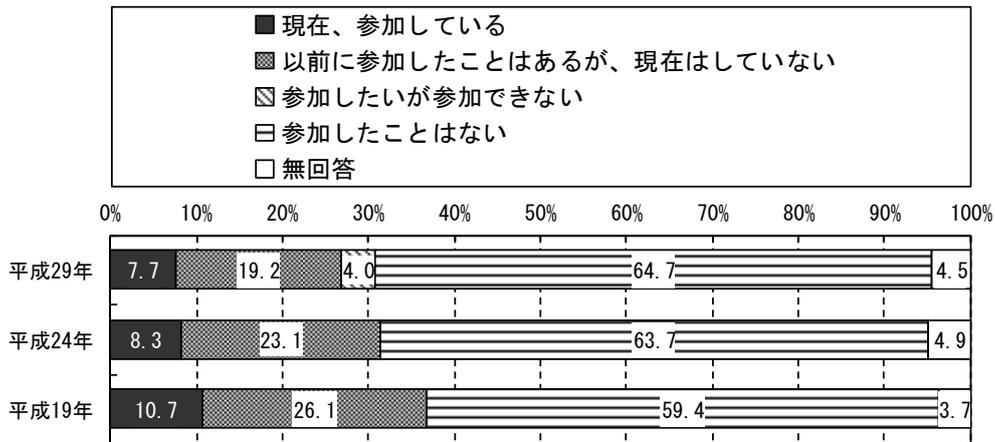
⑩地域活動に参加したきっかけ



地域活動に参加した理由では、「持ち回り当番制だから」が30.3%で最も多く、次いで「地域を住みよくしたい」が28.2%、「社会や他人のためになりたい」が9.5%となっています。

参加理由を経年でみると、平成19年、平成24年では「地域を住みよくしたい」という積極的な理由が第1位でしたが、平成29年では「持ち回り当番制だから」という消極的な理由が第1位となっています。

⑰ ボランティア活動への参加状況

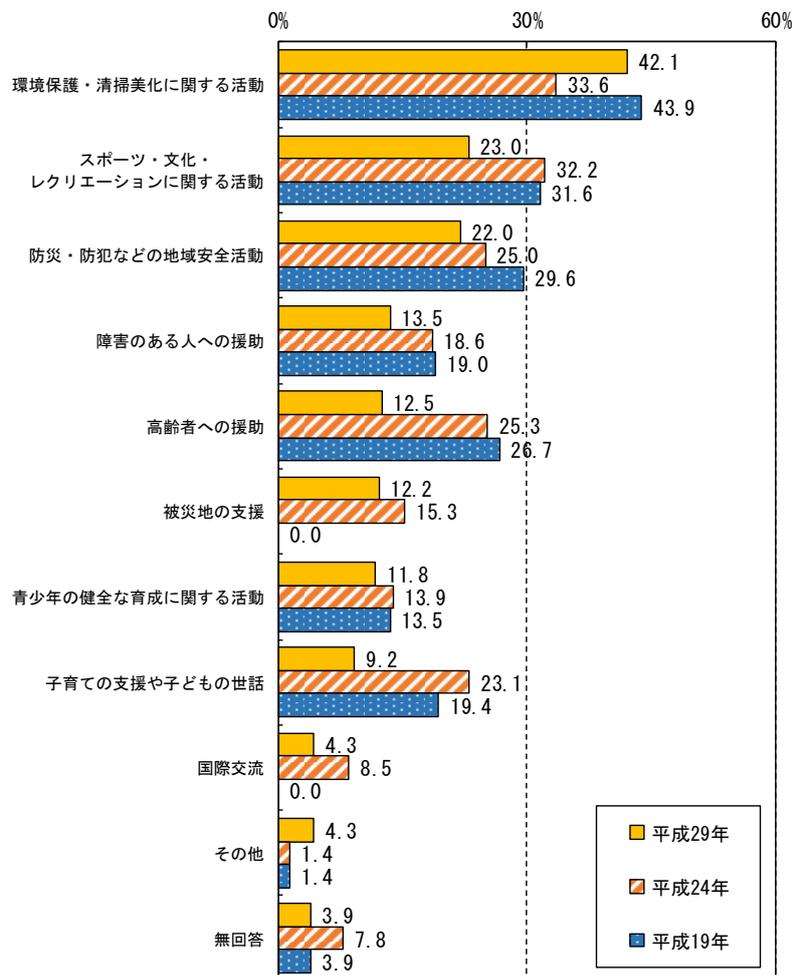


ボランティア活動への参加状況では、「現在、参加している」が7.7%、「以前に参加したことはあるが、現在はしていない」が19.2%、「参加したいが参加できない」が4.0%となっています。

なお64.7%が「参加したことはない」と回答しています。

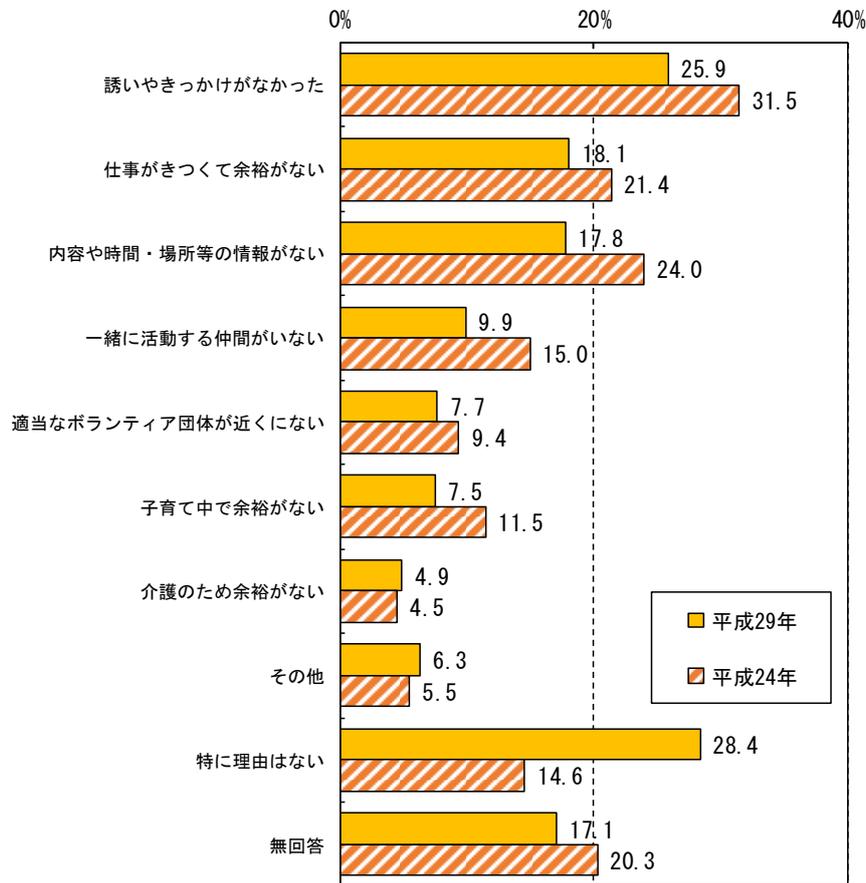
参加したことがある、参加していると回答した人の割合は、平成19年、平成24年に比べ減少しています。

⑱ 参加しているボランティア活動



ボランティア活動へ参加したことがあると回答した方の参加した活動をみると、「環境保護・清掃美化に関する活動」が42.1%と最も多く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーションに関する活動」が23.0%、「防災・防犯などの地域安全活動」が22.0%となっています。

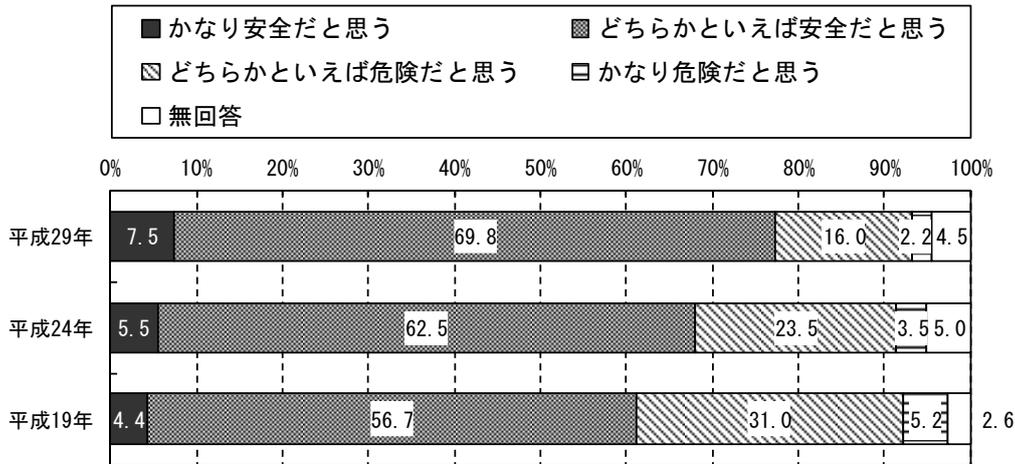
⑱ボランティア活動していない理由



ボランティア活動していない理由では、「誘いやきっかけがなかった」が25.9%で最も多く、次いで「仕事がつくて余裕がない」が18.1%、「内容や時間・場所等の情報がない」が17.8%となっています。

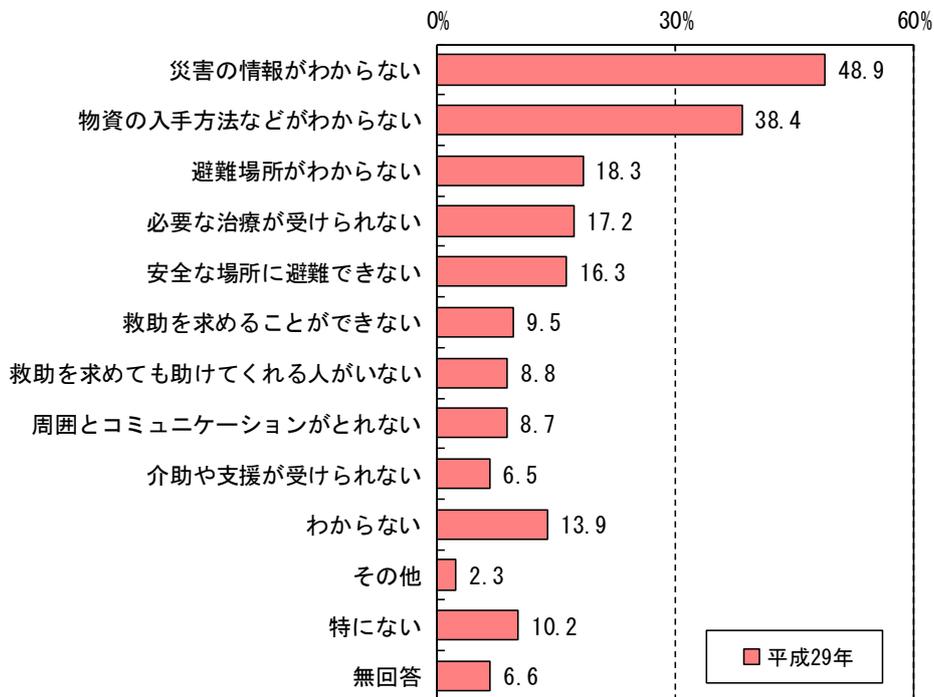
なお、28.4%は「特に理由はない」と回答しています。

⑩地域の治安について



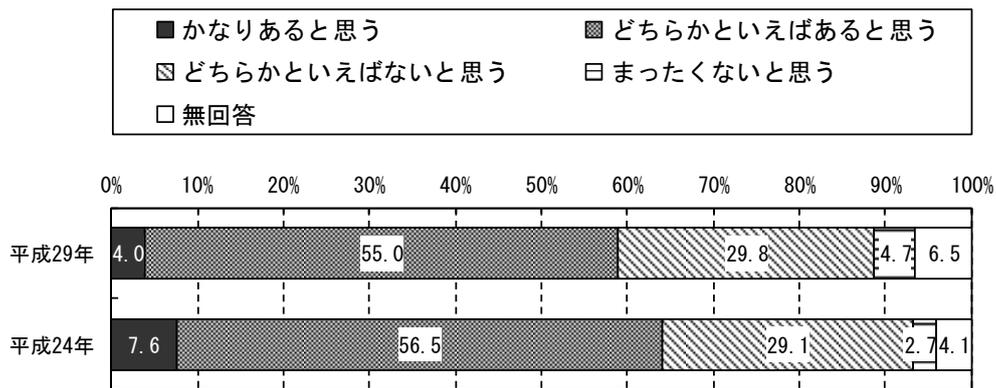
地域の治安では、「かなり安全だと思う」が7.5%、「どちらかといえば安全だと思う」が69.8%と「安全だと思う」と回答した人の合計が77.3%と平成19年、平成24年調査に比べ、増加しています。一方、「どちらかといえば危険だと思う」が16.0%、「かなり危険だと思う」が2.2%と「危険だと思う」と回答した人の合計が18.2%です。

⑪災害発生時に困ること



災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が48.9%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が38.4%、「避難場所がわからない」が18.3%となっています。

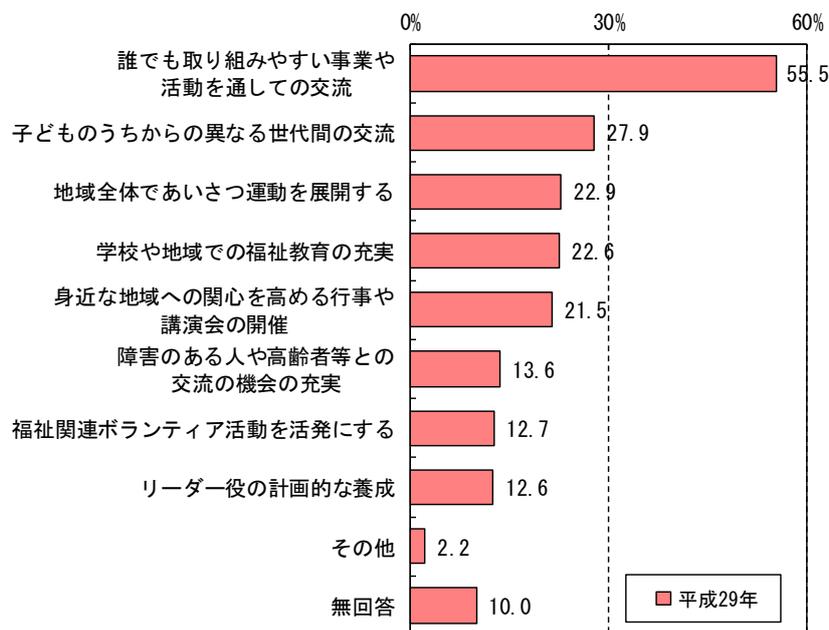
⑫住民同士のふれあいや支え合いの有無



住民同士のふれあいや支え合いの有無は、「かなりあると思う」が4.0%、「どちらかといえばあると思う」が55.0%と「ある」と回答した人の合計が59.0%、「どちらかといえばないと思う」が29.8%、「まったくないと思う」が4.7%で、「ない」と回答した人の合計が34.5%です。

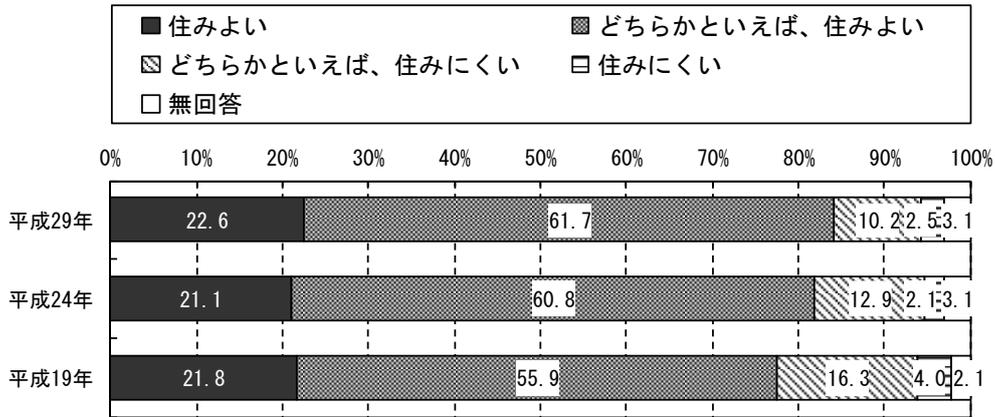
住民同士のふれあいが「ある」と回答した人の割合は平成19年、平成24年に比べ減少しています。

⑬地域でふれあい活動等を活性化させるために重要なこと



地域でふれあい活動等を活性化させるために重要なことは、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」が55.5%と最も多く、次いで「子どものうちからの異なる世代間の交流」が27.9%、「地域全体であいさつ運動を展開する」が22.9%となっています。

④結城市の住みよさ

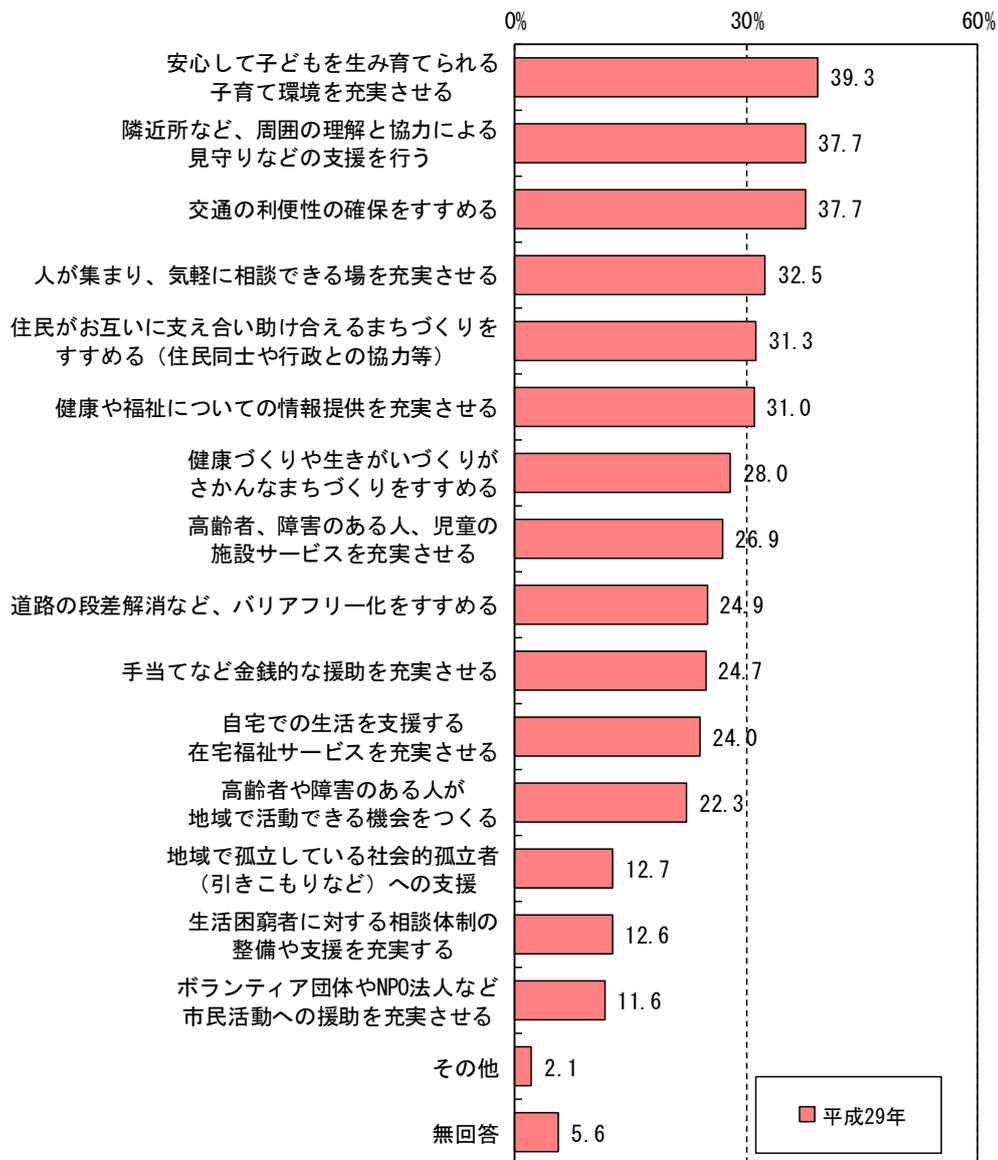


本市の住みやすさでは、「住みよい」が22.6%、「どちらかといえば、住みよい」が61.7%で、「住みよい」と回答した人の合計が84.3%です。

一方で、「どちらかといえば、住みにくい」が10.2%、「住みにくい」が2.5%で、「住みにくい」と回答した人の合計が12.7%です。

平成19年、平成24年調査と比較すると「住みよい」と回答した人の合計が増加しています。

⑤充実してほしい福祉施策



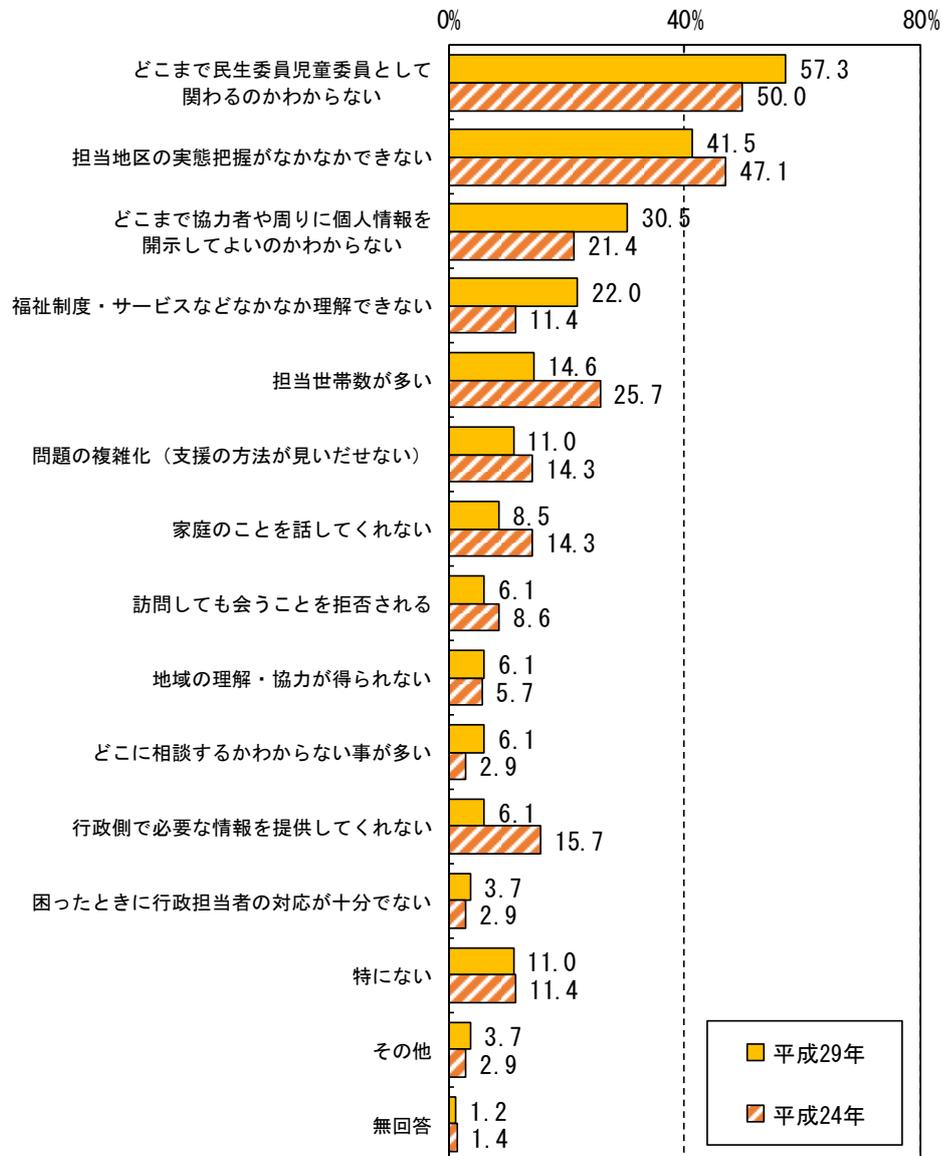
充実してほしい福祉施策では、「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」が39.3%と最も多く、次いで「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」と「交通の利便性の確保をすすめる」が同率で37.7%となっています。

地域別でみると、結城地区、絹川地区では「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」、上山川地区、山川地区、江川地区では、「交通の利便性の確保をすすめる」が最も高くなっています。

また、年齢別でみると、全体と同様の傾向がうかがえますが20～40代では「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」、50代では「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、60代以上で「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が高くなっています。

(2) 民生委員・児童委員

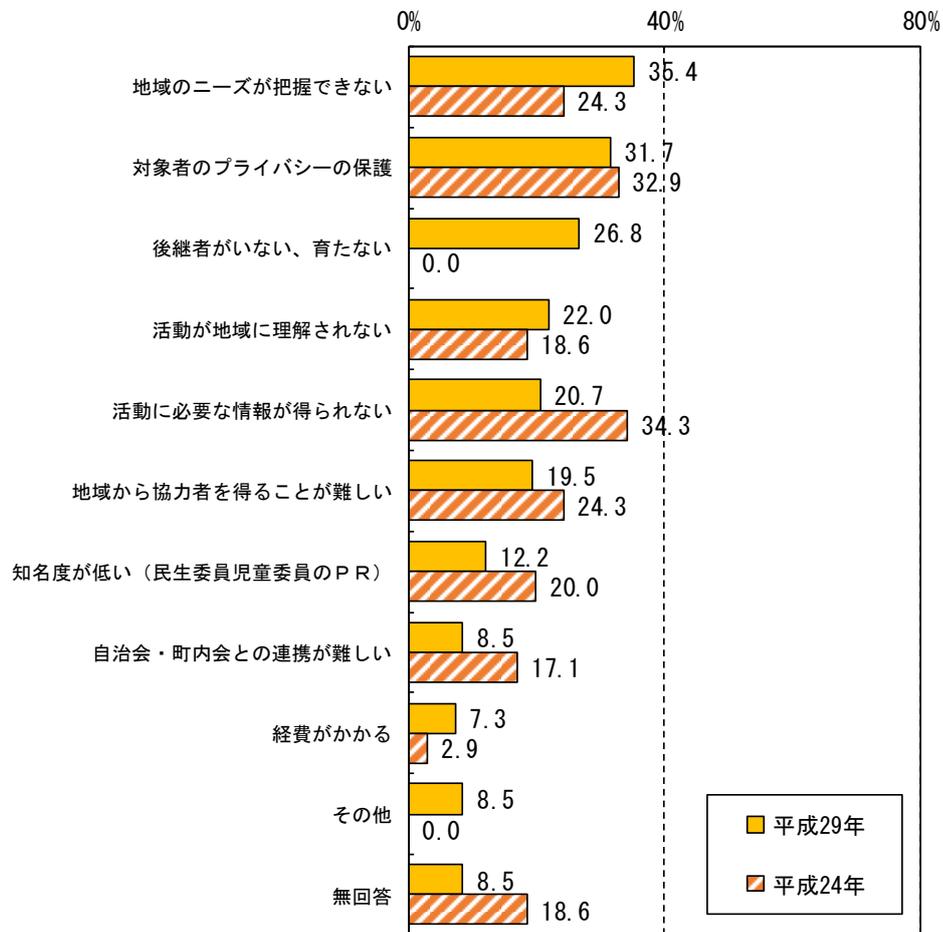
①活動を行っていくうえで大変と感ずること



活動を行っていくうえで大変だと感ずることは、「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」が57.3%と最も多く、次いで「担当地区の実態把握がなかなかできない」が41.5%、「どこまで協力者や周りに個人情報を開示してよいのかわからない」が30.5%となっています。

経年でみると、平成24年調査でも第1位は「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」、第2位は「担当地区の実態把握がなかなかできない」は変わらないが、3位以降の順位が変わっています。

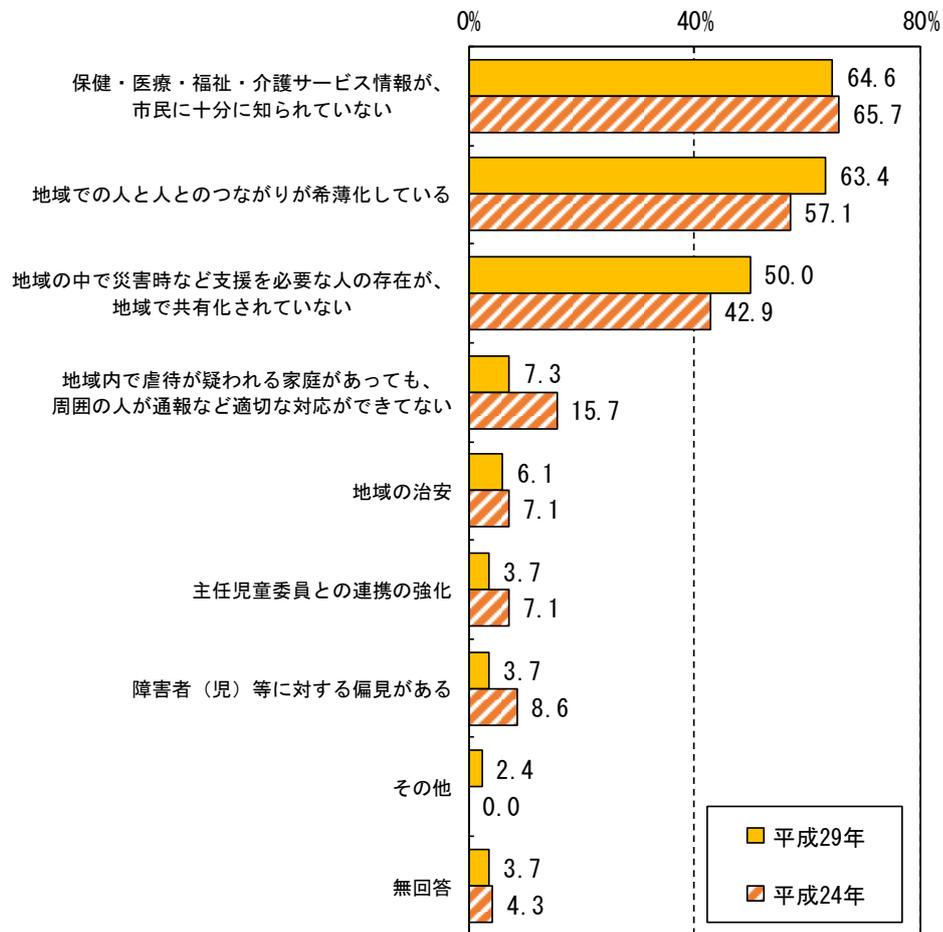
②活動を行ううえでの問題点・課題



活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「地域のニーズが把握できない」が35.4%と最も多く、次いで「対象者のプライバシーの保護」が31.7%、「後継者がいない、育たない」が26.8%となっています。

経年でみると、平成24年調査に比べ「地域のニーズが把握できない」、「対象者のプライバシーの保護」など上位が入れ替わり、新設項目の「後継者がいない、育たない」が第3位となっています。

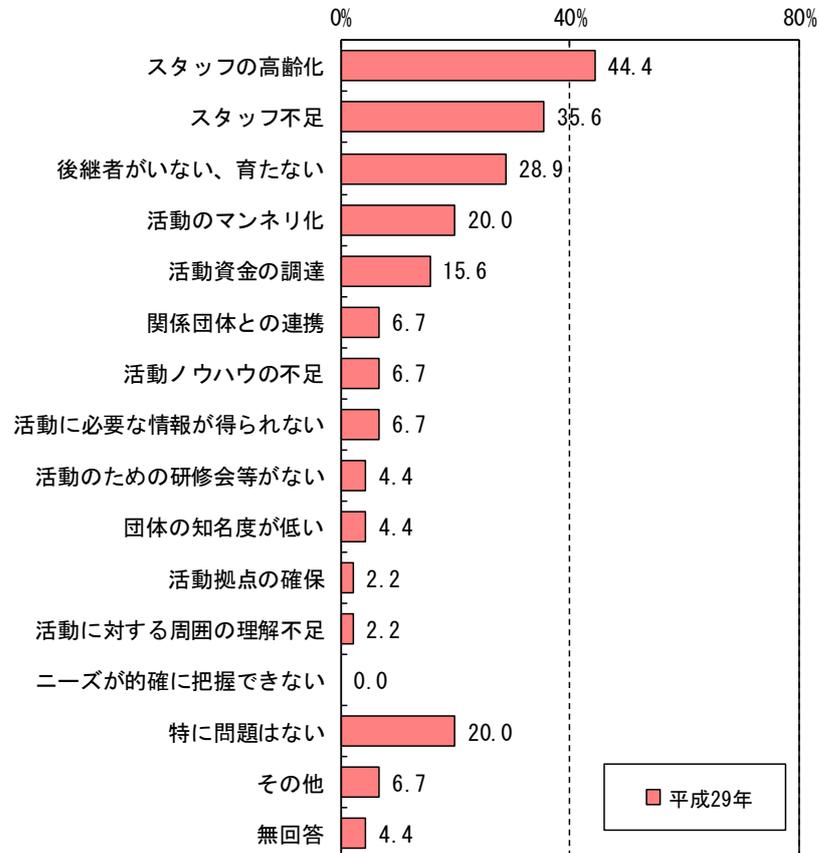
③地域福祉の課題



地域福祉の課題は、「保健・医療・福祉・介護サービス情報が、市民に十分に知られていない」が64.6%と最も多く、次いで「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が63.4%、「地域の中で災害時など支援を必要な人の存在が、地域で共有化されていない」が50.0%となっています。

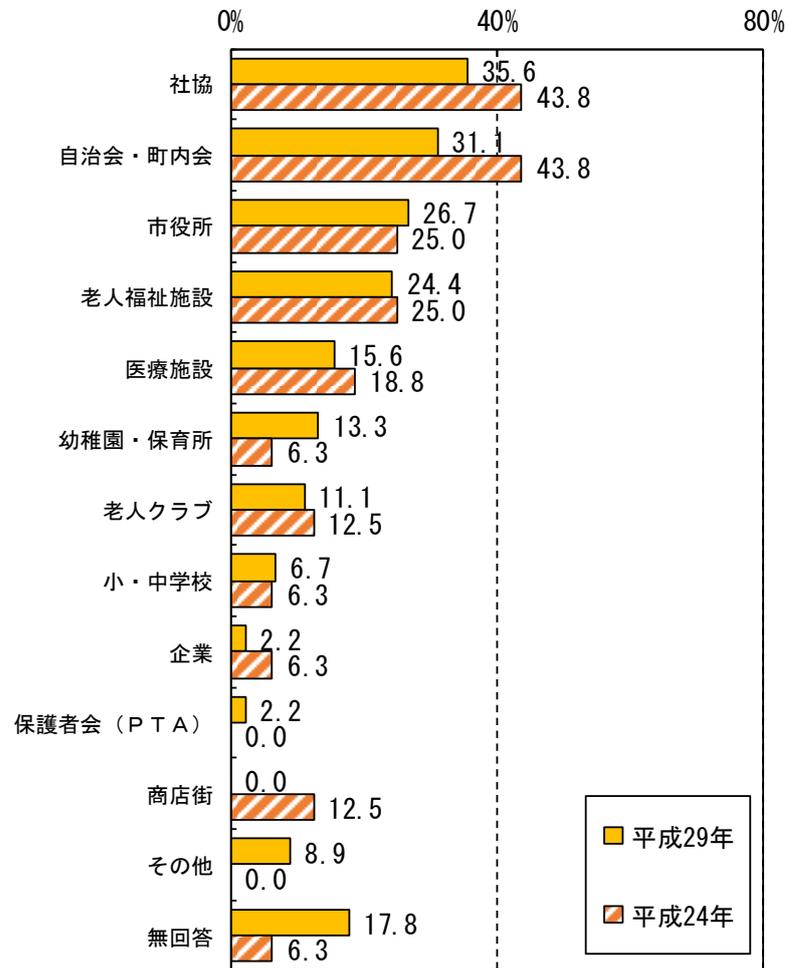
(3) ボランティア

①活動全般で困っていること



活動全般で困っていることは、「スタッフの高齢化」が44.4%と最も多く、次いで「スタッフ不足」が35.6%、「後継者がいない、育たない」が28.9%となっています。

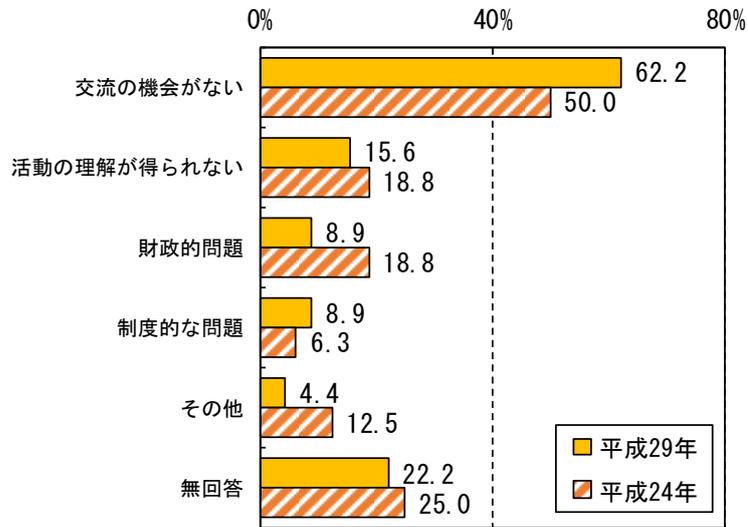
②連携・協力関係を築きたい機関



連携・協力関係を築けば活動がしやすくなる機関は、「社協」が35.6%と最も多く、次いで「自治会・町内会」が31.1%、「市役所」が26.7%となっています。

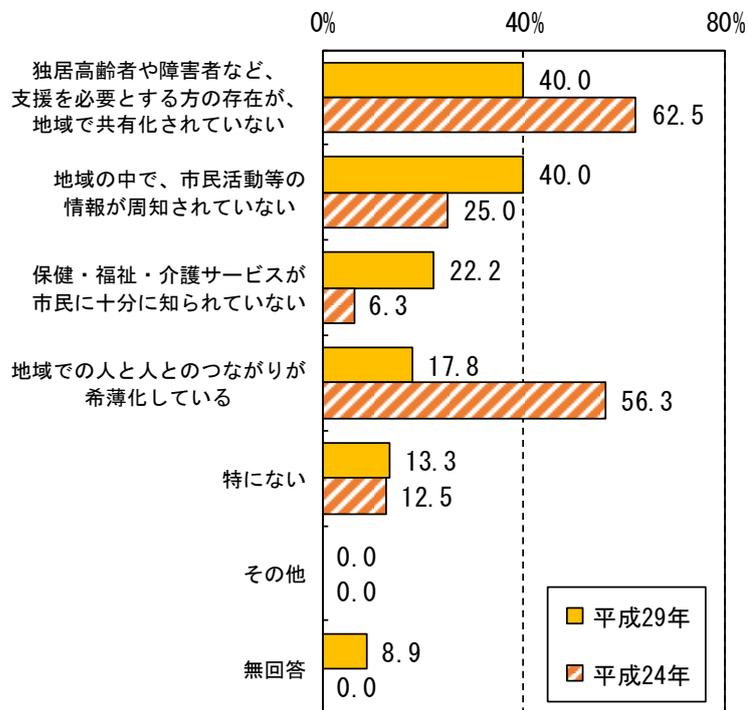
経年でみると、平成24年と比較すると上位は同様の傾向がうかがえますが、「幼稚園・保育所」、「老人クラブ」、「商店街」などは順位が入れ替わっています。

③連携する際の課題



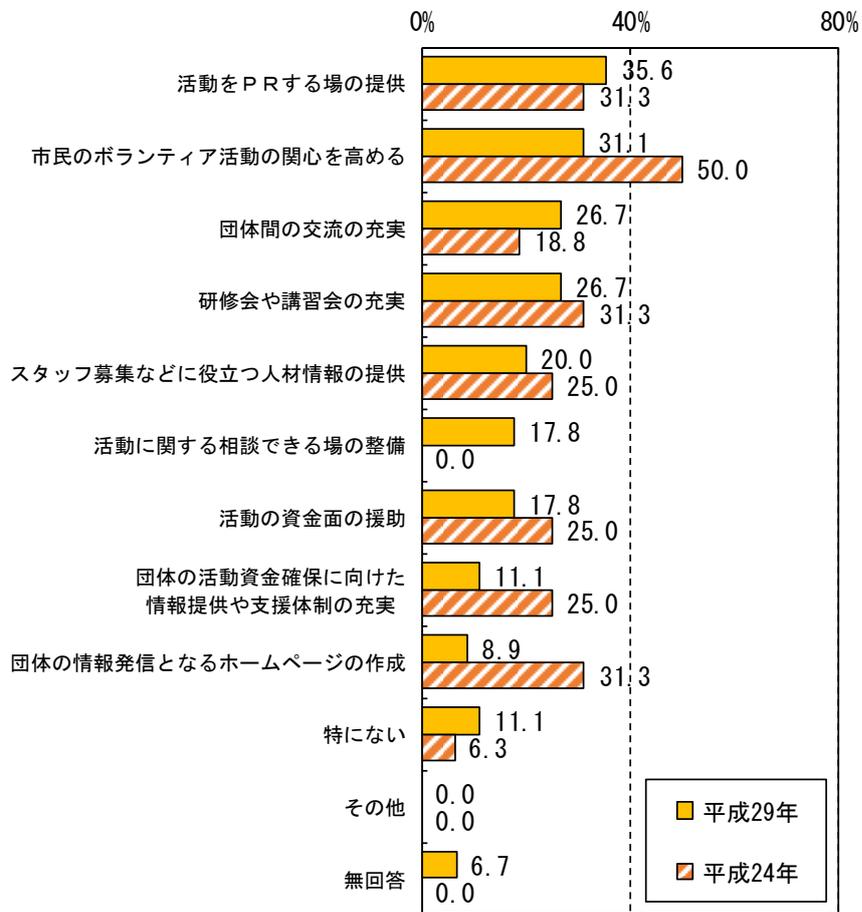
他機関と連携する際、問題になることは、「交流の機会がない」が62.2%と最も多く、次いで「活動の理解が得られない」が15.6%、「財政問題」、「制度的な問題」が同率で8.9%となっています。

④健康や福祉に関する課題



健康や福祉に関する課題は、「独居高齢者や障害者など、支援を必要とする方の存在が、地域で共有化されていない」、「地域の中で、市民活動等の情報が周知されていない」が同率で40.0%と最も多く、次いで「保健・福祉・介護サービスが市民に十分に知られていない」が22.2%となっています。

⑤活動を活性化させるために必要な取り組み



活動を活性化させるために必要な取り組みは、「活動をPRする場の提供」が35.6%と最も多く、次いで「市民のボランティア活動の関心を高める」が31.1%、「団体間の交流の充実」が26.7%となっています。

経年でみると、「市民のボランティア活動の関心を高める」と回答している人の割合が大きく減少し、一方で「活動をPRする場の提供」を回答する割合が増加しています。

6. 本計画で取り組むべき課題

本市の各種統計資料やアンケート調査などから、地域福祉に関わる課題をまとめました。この課題に基づいて、第3章以降の計画の基本目標を設定しました。

(1) 総合相談・支援体制の確立の必要性

情報提供を充分とする人は19.8%に対して、不十分とする人は31.2%に上り、否定的評価が上回っています。不十分とする理由とし、「情報の内容がわかりにくい、わからない」、「情報が入ってこない」といった理由が上がっています。

少子高齢化、核家族化の進行により、地域との関係を築けない市民が増えています。一人暮らしの高齢者や子育て中の親など、支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。行政ではそれらに対応するため、多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ地域住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態にあります。

また、民生委員・児童委員アンケート調査結果では活動を行っていくうえでの問題点・課題として、「地域のニーズが把握できない」、「対象者のプライバシーの保護」が上位となっています。

行政をはじめ、民生委員・児童委員や自治会などでは、地域の現状を把握するための働きかけを行っていますが、個人情報保護に配慮する必要があるため、関係者のより一層の連携が必要な状況です。

これらの問題を解決するために、相談支援体制や個人情報の保護といった、これまでの枠にとらわれず、関係する部署や専門機関との連携を強化し、地域と一体となった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

(2) 誰もが安心・安全に生活できる地域づくりの必要性

市民アンケート調査結果では充実してほしい福祉施策として、年代別でみると50代以上で「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が高く、また地区別でみると上山川地区、山川地区、江川地区では、「交通の利便性の確保をすすめる」が最も高くなっています。

本市においては、人口減少や高齢化で小規模化、高齢化する自治会も出始め、コミュニティ機能の低下や、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

また、アンケート調査結果では地域の問題点・不足していると思う点として、「世代間の交流が少ない」が上位に挙がっています。

地域のお祭りや各種行事に加え、高齢者、障害者、子育て中の親などを対象とした地域の交流の場づくりが課題となっています。

さらに、高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

併せて、一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取り組みも求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

(3) 地域福祉を進める意識づくりや人づくりの必要性

地域福祉活動を推進する上では、福祉に対する理解を深め、福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報記事などにより周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

また、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

市民アンケート調査結果ではボランティア活動への参加状況として、参加していると回答した人の割合は、平成19年、平成24年に比べ減少しています。また、ボランティア参加していない理由として、「誘いやきっかけがなかった」、「仕事がきつくて余裕がない」、「内容や時間・場所等の情報がない」が上位にあげられ、仕事で参加できないという理由のほか、きっかけがないことや情報が行き届いていないということから、ボランティア活動へのきっかけづくりや情報提供の充実が必要です。

多彩な地域福祉活動を支えるボランティアや市民活動を担う人材の確保を図ることは、地域福祉を推進していく上で欠くことのできないものです。

社協においては、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

(4) 地域のつながりと交流の必要性

地域での顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

また、少子高齢化や核家族化が進み、近所付き合いの希薄化や他人とのコミュニケーションを避ける人が増えるなど、いわゆる地域力の低下が問題となっています。

アンケート調査結果では、福祉への関心度が平成19年、平成24年調査と比べると「関心がない」と回答している人が多く、特に若い世代が多くなっています。

こうしたことから市民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

やさしさをつむぐまち 結城

■市民が主体となるまちづくり

地理的条件や社会福祉資源等それぞれ地域特性があります。こうした地域の実情に合わせて、住民自らが主体となって身近な地域で地域福祉を推進できるようにします。

■自己実現できるまちづくり

地域社会の中で、市民のだれもが差別や排除されることなく、人としての尊厳をもって暮らすことができるよう、自己の意思に基づく自己決定により生きがいを実現できるようにします。

■つながり・ささえあいのあるまちづくり

さまざまな生活課題を解決するために、市民が一体となって協力し、その地域における新たな仕組みを構築して地域福祉を推進していくことが大切です。

生活課題を持った人を特別視することなく、同じ地域社会の構成員として、地域においてつながり、お互いを支え合う行動ができるようにしていきます。

第2期計画では「やさしさをつむぐまち 結城」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本計画では、市政運営の基本方針である「第5次結城市総合計画」の基本目標で掲げている「ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実」の実現に向け、地域福祉の充実に取り組みます。

本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、第2期計画の基本理念を踏襲し、「やさしさをつむぐまち 結城」を掲げます。

2. 基本目標

基本理念の実現のために、社会福祉法第107条の3項目の規定に対応して3項目の基本目標及び施策の方向性を設定します。

社会福祉法第107条の規定	計画の基本目標
①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	(1) 安心して利用できる福祉サービスの充実
②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	(2) 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり
③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	(3) 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

【基本目標1】 安心して利用できる福祉サービスの充実

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要とする多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、成年後見制度などの権利擁護の推進、生活困窮者への自立支援に取り組めます。

施策の方向性

1. 総合的な情報提供の充実
2. だれもが相談しやすい体制の充実
3. 権利擁護などの推進体制の充実
4. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

【基本目標2】 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり

市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

また、福祉サービスの提供にあたっては、サービスの質の向上を図り、利用者本位の福祉サービスの充実を図ります。

施策の方向性

1. 地域福祉推進機関の充実
2. 地域福祉事業の計画的な推進
3. 地域包括ケアシステムの充実
4. 福祉サービスの質の向上

【基本目標3】 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

施策の方向性

1. 地域福祉の担い手づくり
2. ボランティア活動の振興
3. 安心・安全・共生のまちづくり
4. 避難行動要支援者対策の充実
5. 虐待防止・人権擁護の充実

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実

施策の方向 1. 総合的な情報提供の充実

【現状と課題】

地域の中では、行政・社会福祉法人・NPO法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制のもとでは、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。まず、悩みや問題を抱える人々がどこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、福祉サービスに関する様々な情報提供の充実を図る必要があります。

また、障害者が通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、必要な情報がよりの確に伝わる情報媒体や提供方法、体制の充実を図る必要があります。

【アンケート調査】

福祉に関する情報提供の充足度は、「充分」2.2%、「どちらかといえば充分」17.6%で「充分」の合計が19.8%です。一方、「どちらかといえば不充分」23.8%、「不充分」7.4%で、「不充分」の合計は31.2%です。また、情報提供で不十分と思う理由は、「情報の内容がわかりにくい、わからない」が54.7%と最も多く、次いで「情報が入ってこない」が52.4%、「高齢者や障害がある人への配慮がされていない」が19.3%となっています。

【施策の方向性】

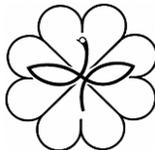
広報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、市民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。

【主要施策】

1-1-1	<p>市広報紙・ホームページへの「福祉情報」の掲載 ■秘書課・社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課・地域包括支援センター・介護保険課</p> <p>市広報紙及びホームページに、地域福祉推進に関わる情報、地域の取り組み状況、市民の声等を掲載することにより、わかりやすく親しみやすい情報提供を図る。</p>
1-1-2	<p>声の広報等の発行 ■社会福祉課 ●重点事業</p> <p>障害者の方に声の広報としてCDに広報を朗読録音して送付する。 また、点字による広報を実施する。</p>

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<p>○地域の中で困っている人がいたときには、各種相談窓口にご相談するよう勧めます。</p> <p>○日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけます。</p>
 <p>【ボランティア】</p>	<p>○声の広報、点字広報等のボランティア養成講座等に参加し、活動に参加します。</p> <p>○ボランティア活動（特に訪問や電話等による安否確認ボランティア）の中で福祉サービスを必要とする人に気づいたら、市や社協にその情報を伝達します。</p>
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<p>○相談業務を通して、必要な人に福祉サービスの種類や手続き等基本的な情報を提供します。</p> <p>民生委員・児童委員の徽章などに用いられているマークで、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表現しています。</p>
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<p>○社協だよりやホームページなどを通じて、市民に各種相談窓口の情報を周知します。</p> <p>社会福祉協議会のシンボルマークで、社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいまあわせな社会を建設する姿」を表現しています。</p>
 <p>【サービス事業者】</p>	<p>○介護保険や障害福祉サービス等法制度で整備されているサービスを、わかりやすく確実に情報提供します。</p> <p>○社協の実施している在宅福祉サービスの情報やボランティアによるサービス情報の確保に努め、必要な人には情報提供を行えるようにします。</p>

施策の方向 2. だれもが相談しやすい体制の充実

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化などを背景に、困りごとや必要とする支援内容は複雑・多様化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図ることや、必要に応じて他分野の相談機関やサービスへとつなげることができる連携体制を構築していくことが必要です。

いつでも気軽に相談できる窓口が身近にあることは、本市に暮らす人々の不安や困りごとなどの早期発見・解決につながる、非常に大切なことです。

また、子どもや高齢者、障害者など、支援を必要とする人々が円滑に福祉サービスや制度の利用へとつながるよう、これらの情報を積極的に発信していくことが必要です。

【アンケート調査結果】

相談窓口の利用状況では、「利用したことがある」と回答した割合は、「①福祉事務所や健康増進センター」は30.3%、「②社協」は9.0%、「③地域包括支援センター」は5.2%、「④在宅介護相談センター」は3.1%となっています。

【施策の方向性】

子どもや高齢者、障害者についての相談や、子育て、医療、健康問題などに関する相談など、市民の日常生活に生じるさまざまな課題に対する身近な相談支援体制づくりに取り組みます。

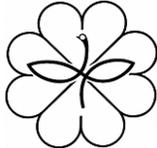
各種の相談機関や相談員に、市民に「親しみやすい」相談業務を行うよう周知するとともに、相談員の相互交流や研修会により相談員の質の向上を図ります。

【主要施策】

1-2-1	<p>初期相談窓口の連携・強化・質の向上</p> <p>■社会福祉課・子ども福祉課・地域包括支援センター・健康増進センター・指導課</p> <p>初期相談の窓口の連携・強化を図る。また、保健・医療・福祉等に関わる各相談員や相談機関等(窓口含む)のネットワークを充実し、市民の困りごとや要望に、迅速に対応できるようにする。</p> <p>多種多様な相談に応じるため研修会等を実施し相談の質の向上に努める。</p>
1-2-2	<p>民生委員・児童委員事業 ■社会福祉課</p> <p>民生委員・児童委員の活動促進を図り、地域住民の身近なところでの相談業務を充実する。</p>
1-2-3	<p>総合相談支援事業 ■地域包括支援センター ●重点事業</p> <p>高齢者等からの健康、福祉、医療、生活に関する相談に対し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが応じ、介護保険やその他のサービス・制度の利用に繋げていく支援や安否確認・見守り等を行う。</p>

1-2-4	障害者相談支援事業 ■社会福祉課 障害児(者)及びその家族・関係機関等を対象に専門的職員を配置した基幹相談支援センター等機能強化事業を実施して総合的な相談支援を行う。
1-2-5	障害者計画相談支援 ■社会福祉課 障害福祉サービス等の利用者に対する計画相談支援を行い、地域での自立生活を支援する。
1-2-6	地域子育て支援センター ■子ども福祉課 ●重点事業 2か所の子育て支援センターにおいて、電話や窓口での子育てに伴う悩みや不安等の相談を行う。
1-2-7	家庭児童相談室 ■子ども福祉課 家庭内での健全な児童の養育、その他児童の福祉の向上のために、相談員による相談・指導を行う。
1-2-8	いじめ相談 ■指導課 フレンド「ゆうの木」(教育支援センター)において、小中学生を対象とした学校生活及びいじめ等に対する相談を行う。
1-2-9	健康相談 ■健康増進センター 乳幼児の健康・栄養相談、及び成人の心身の健康づくり相談等を行う。
1-2-10	乳児家庭全戸訪問事業 ■健康増進センター 保健師が、生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育てに伴う悩み等に対する支援・情報提供を行うと共に、必要に応じて養育支援を実施する。
1-2-11	ふれあい総合相談 ■長寿福祉課 市民が日常生活で抱える各種の不安や問題に対し、弁護士等の専門家による相談支援を行う。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【民生委員・児童委員】	○住民の多様な相談に適切に対応できるように、相談力量の向上に努めるとともに、必要な最新の情報収集を行います。
 【社会福祉協議会】	○行政、専門機関、地域住民などと連携を図り、相談支援のネットワークを強化します。 ○窓口に専門的な資格を持った職員を配置し、また、研修などを通して職員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。 ○住民福祉ニーズを把握するためのシステムづくりを進めます。
 【サービス事業者】	○利用者や家族からの相談を通じた苦情や意見を受け止め、適切に対応します。

施策の方向 3. 権利擁護などの推進体制の充実

【現状と課題】

認知症の高齢者や障害者は、判断能力が十分でないために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受けることがあります。

本市では、判断能力が不十分な人を支援するために、成年後見制度を利用しやすくする支援事業を実施しています。

このほか、地域包括支援センターでは、地域支援事業の一環として、高齢者の虐待防止や権利擁護のための事業を含めて総合的な相談援助等を行っています。

今後は、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されることから、権利擁護事業などに関して周知を図り、支援していくことが重要です。

【施策の方向性】

権利擁護事業や成年後見制度について広く周知するとともに、相談・支援事業を推進します。

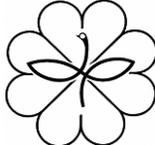
判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。

地域包括支援センターをはじめ、相談支援事業所や民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。

【主要施策】

1-3-1	成年後見制度利用支援事業
	■社会福祉課・長寿福祉課・地域包括支援センター 成年後見制度利用に伴う相談・支援を行う。また、低所得者には費用の補助を実施する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<p>○権利擁護に関する講演会などに参加し、制度への理解を深めます。</p>
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<p>○地域の判断能力の十分でない人に気づいたら、福祉サービスの利用援助が必要な方に、事業の利用を勧めます。</p>
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<p>○日常生活自立支援事業を実施し、利用者の権利擁護を図ります。 ○行政と連携し、成年後見制度の活用及び体制づくりに努めます。</p>
 <p>【サービス事業者】</p>	<p>○事業活動の中で、必要な人には、福祉サービス利用援助事業の周知に努め、適宜、事業の利用を勧めます。 ○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの利用手続支援や金銭管理等を行い、利用者の自立を図ります。</p>

施策の方向 4. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

【現状と課題】

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。

生活保護受給手前の生活困窮者の支援については、生活困窮者の自立と尊厳を確保し、生活困窮者が孤立しない地域づくりが必要です。また、自立支援の相談窓口を市民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。

【アンケート調査結果】

生活困窮者自立支援事業の認知は、「名前も活動も知っている」が5.2%、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が32.2%、「名前も活動内容も知らない」が53.1%となっています。

【施策の方向性】

生活困窮者に対して、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。

また、生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行います。

【主要施策】

1-4-1	各種手当の支給 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課 児童の養育者、ひとり親、寝たきり高齢者、障害者等に対し、手当支給による支援事業を行う。
1-4-2	貸付事業 ■社会福祉課・子ども福祉課 生活困窮者、母子家庭・父子家庭、障害者世帯等に対し、生活費等の貸付支援を行う。
1-4-3	生活保護事業 ■社会福祉課 生活に困窮する市民あるいは現在地を有する者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、困窮の程度により必要な保護を行い、自立の促進を図る。

1-4-4	生活困窮者自立相談支援事業 ■社会福祉課 生活保護に至る前段階での自立支援対策として、自立相談支援員が就労その他自立に関する自立相談支援、自立のためのプラン作成を行う。
1-4-5	就学援助 ■学校教育課 経済的な理由により、学用品等の購入費や学校行事の参加に必要な費用の支出が困難な家庭に対して援助を行う。
1-4-6	子どもの学習支援事業 ■社会福祉課 ●重点事業 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援・進路相談を行う。
1-4-7	在宅サービス低所得利用者負担軽減事業 ■介護保険課 公費負担による保険料軽減が全面的に実施されるまでの間、訪問入浴、通所介護、訪問介護等サービスを利用する低所得者に対し、経済的負担の軽減を図る。
1-4-8	少子化対策医療費助成事業 ■保険年金課 助成対象を拡充して、妊産婦及び高校生までの医療費を助成する。
1-4-9	障害者地域生活支援事業低所得者利用料負担軽減事業 ■社会福祉課 地域生活支援事業において、サービスを利用する低所得者に対し、経済的負担の軽減を図る。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【自治会・住民】	○高齢者や障害者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげます。
 【民生委員・児童委員】	○相談業務を通して、必要な人に福祉サービスの種類や手続き等基本的な情報を提供します。
 【社会福祉協議会】	○生活困窮者や引きこもりの人・制度の狭間にいる人などへの支援の充実を図ります。

基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり

施策の方向 1. 地域福祉推進機関の充実

【現状と課題】

地域社会には、様々な組織、人材、施設といった社会資源があります。

地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした社会資源がネットワークを構築し、個々の社会資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を活かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高める必要があります。

社協は、自ら地域福祉活動を行うとともに、市民による地域福祉活動やボランティア活動を支援するという重要な役割を担っています。

また、地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員は貴重な存在であり、その活動を支援することが必要です。

【アンケート調査結果】

地域福祉推進機関の認知は、「名前も活動も知っている」は社協で29.2%、地域包括支援センターで15.2%、在宅介護相談センターで18.4%、民生委員・児童委員で35.4%となっています。

民生委員・児童委員の活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「地域のニーズが把握できない」が35.4%と最も多く、次いで「対象者のプライバシーの保護」が31.7%、「後継者がいない、育たない」が26.8%となっています。

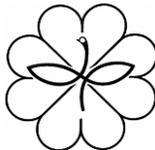
【施策の方向性】

社協は、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っています。これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

【主要施策】

2-1-1	社協との連携・事業支援 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課 各種福祉事業の社協への委託を含めた連携や、職員人件費の補助などの事業支援を行う。
2-1-2	福祉の担い手による情報提供及び相談支援 ■社会福祉課 民生委員・児童委員、自治会等から住民福祉情報を共有し、相談支援を実施する。
2-1-3	地域福祉推進機関の相互連携 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課 必要に応じて、民生委員・児童委員と自治会、社協や事業所等との相互連携を推進する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で困っている人の悩みを聞き、専門機関の紹介や、困っている人について地域や行政に情報提供します。 ○民生委員・児童委員活動を理解し、協力します。
 <p>【ボランティア】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域福祉推進機関等の依頼がある場合、適宜、見守り等の可能な連携に努めます。
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政と連携して、主に相談業務を中心にして地域福祉事業を推進します。 ○社協をはじめ、自治会等地域福祉の担い手と相互に連携し、地域の情報交換・交流を推進します。
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。 ○地域福祉活動計画に基づき、他の地域福祉推進の担い手同士の相互連携に努め、地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ○民生委員・児童委員と連携を深め、地域福祉の増進を図ります。 ○地域福祉活動の拠点づくりとして支部社協の充実を図り、活動を活発にしていきます。 ○自治協力員連合会、民生委員・児童委員協議会との連携、強化を進めます。

施策の方向 2. 地域福祉事業の計画的な推進

【現状と課題】

高齢者福祉，児童福祉，障害者福祉等の主な分野別の地域福祉事業及び関連事業については，それぞれ中長期計画を策定するとともに，年度ごとの実施計画を策定して計画的に推進しています。これらの計画は，「委員会」等を設置し，事業の進捗状況の管理や評価を行い，適宜見直しを行って，理念・基本目標の達成に向けた施策の充実を図っています。

各個別計画には，計画期間が定められており，計画期間中の進行管理や最終年度では，計画の総括・評価を行うことが必要です。

【施策の方向性】

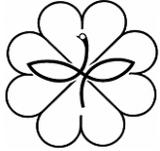
対象分野別の個別計画を推進し，進捗状況の点検・評価を行い，適宜，見直しを行います。

計画期間最終年度においては，計画の理念及び目標達成状況についての総括・評価を行います。

【主要施策】

2-2-1	地域福祉計画の点検評価 ■社会福祉課 「ゆうきの地域福祉計画」に基づき，事業を推進する。毎年度，事業の進捗状況の点検・評価を行う。
2-2-2	高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進事業 ■長寿福祉課・介護保険課 「結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき，事業を推進する。
2-2-3	子ども・子育て支援事業計画推進事業 ■子ども福祉課 「結城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，事業を推進する。
2-2-4	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画推進事業 ■社会福祉課 「結城市障害者プラン」に基づき，事業を推進する。
2-2-5	結城市地域福祉活動計画推進事業 ■社会福祉協議会 「結城市地域福祉活動計画」に基づき，事業を推進する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【民生委員・児童委員】	○各分野で実施されている事業について、自ら学習し、その知識と情報を相談業務に活用します。
 【社会福祉協議会】	○地域福祉活動計画に基づき、地域福祉に係る活動の普及・推進と関係機関・団体との連携強化に努めます。
 【サービス事業者】	○地域に根ざす事業者として、地域における社会資源であることを認識し、地域福祉の担い手であることを自覚します。

施策の方向 3. 地域包括ケアシステムの充実

【現状と課題】

これまでも地域で困りごとを抱える市民の支援のために、各分野の専門職が中心となり、それぞれの分野で連携をし、支援を行ってきました。

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革では、「地域包括ケアシステム」を今後さらに拡充・深化させ、高齢者だけでなく地域で課題を抱えて生活するあらゆる市民を対象に、支援するための体制を整備し、充実していく必要があります。

また、多職種連携による体制づくりを強化し、高齢者だけではなく、障害者や難病患者、子ども、ひとり親等すべての要支援者に対するファミリーケアのための適切な支援が行えるよう、関係機関と協力した相談支援の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

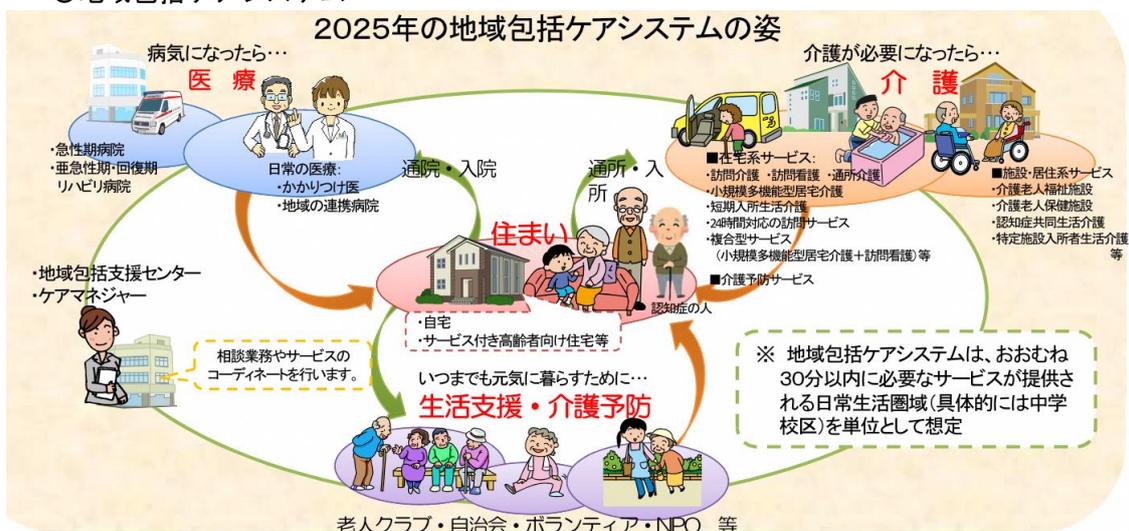
【施策の方向性】

今後は、高齢者だけでなく、子育て家庭、障害者などが地域で安心して暮らすことができ、支援が必要な方一人ひとりが支援を受けられるよう、福祉・保健・医療の関係者が連携し、地域包括ケアシステムの拡充・深化させ、地域共生社会の実現を目指します。

高齢者や障害者等に関わる専門職が連携し、包括的・継続的に支援できる体制づくりを推進します。

さらに、福祉サービスだけでなく、住民組織、ボランティア等による地域資源のネットワークが構築されるよう支援します。

○地域包括ケアシステム

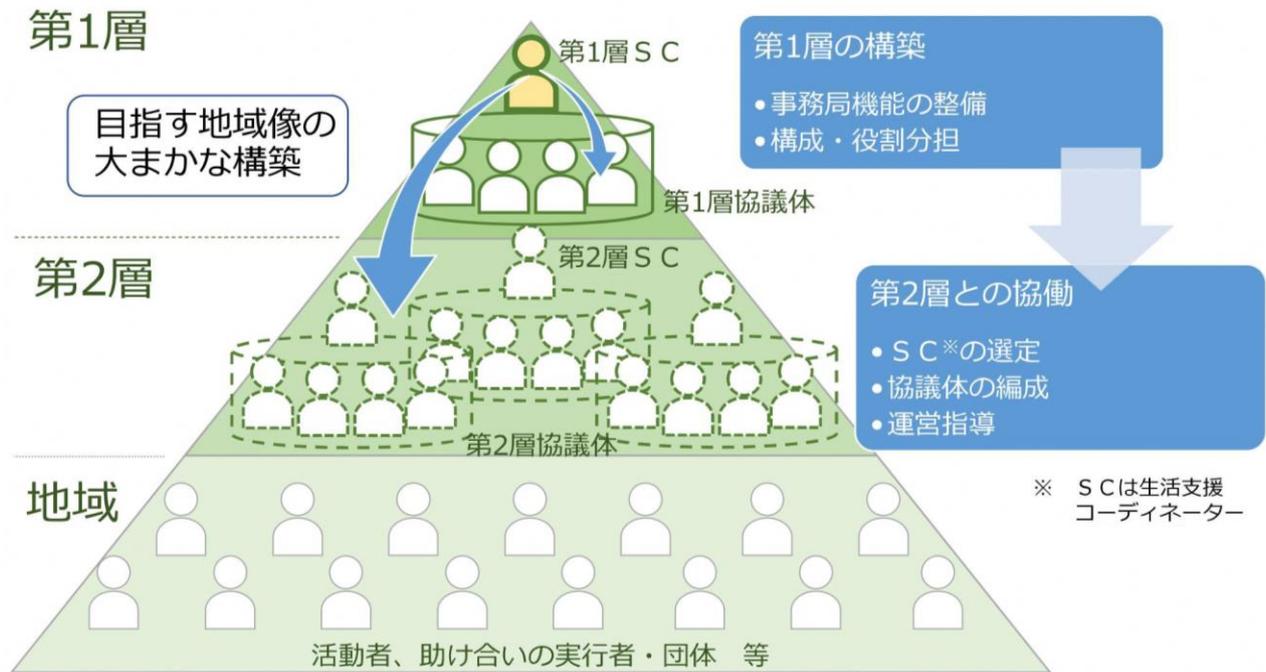


資料：厚生労働省

【主要施策】

2-3-1	包括的・継続的ケアマネジメント事業 ■地域包括支援センター ●重点事業 地域包括ケアシステム構築の要である介護支援専門員に対し個別支援や研修会を行い、資質の向上を図る。
2-3-2	介護予防ケアマネジメント事業 ■地域包括支援センター ①要支援、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防事業につなげ重度化を予防する。 ②要支援1・2の方の状態悪化を防止し生活の質の向上を目指す。
2-3-3	在宅医療・介護連携推進事業 ■地域包括支援センター 医療関係者・介護関係者の連携体制を確立することで、高齢者等が必要なサービス等を適切に選択し、安心して最期まで住み慣れた地域で過ごすことができることを目指す。
2-3-4	生活支援体制整備事業 ●重点事業 ■長寿福祉課・地域包括支援センター・市民活動支援センター 地域における高齢者等の自立した日常生活を確保するため、ボランティアなどの多様な主体による生活支援・介護予防を推進する。

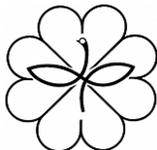
○生活支援体制整備事業の協議体の基盤づくりのイメージ



生活支援コーディネーター（S C）の役割	多様な主体による取組のコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を担い、一体的な活動を推進。
協議体の役割	多様な関係主体間（ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等）の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。

資料：公益財団法人さわやか福祉財団

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で困っている人の悩みを聞き、専門機関の紹介や、困っている人について地域や行政に情報提供します。 ○地域の見守りなどを通じて、地域の問題の把握や解決方法の検討などに努めます。
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズを捉えた活動に努めるとともに、地域の支援活動に積極的に参加・協力します。 ○必要なサービスの利用に結びついていない人を支援します。 ○必要な場合は、自ら在宅ケアチームのメンバーとなります。
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする人の情報の把握に努め、状況に応じて適切な継続的見直しを行います。 ○地域ふれあいネットワークを構築します。
 <p>【サービス事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの提供を通して、対象者の地域での自立した生活や社会参加を促進できるように、総合的な支援体制の一翼を担うように努めます。

施策の方向 4. 福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

本市では、高齢者、障害者、子育て支援等の様々な福祉計画に基づき福祉サービスを実施していますが、利用者の福祉ニーズは少子高齢化や核家族化などに伴い、サービス量の増加や多様化が予測されます。

今後も関係機関・団体、事業所等と情報共有を図り、サービスの質の向上及び量の確保に取り組んでいくことが重要です。

事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者のサービス内容や提供状況の把握を進めるほか、福祉サービスに関する苦情に適切に対応するなど、福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが必要です。

また、支援を必要とする人に適切な支援を提供できるよう、相談体制・情報提供の取組と連動しながら、市民の誰もが必要に応じて福祉サービスが利用できるよう環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

福祉サービスの質の向上及び量の確保に向けて、研修や人材確保の取組を支援します。福祉サービスの事業内容の検証・評価、指導を行い、適正なサービス提供をめざします。

また、サービス事業者と連携を図りながらサービス内容について情報公開を進め、支援を必要とする人が自らの希望する福祉サービス等を選択、利用することができる環境をめざします。

【主要施策】

2-4-1	<p>福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課・介護保険課 福祉サービス利用者等に苦情や意見の受付・相談窓口の周知を図る。</p>
2-4-2	<p>社会福祉法人監査指導 ■社会福祉課・子ども福祉課・介護保険課 主たる事務所が市内にある社会福祉法人で、業務が市の区域を超えないものについて、法人設立認可、運営に係る各種認定や承認、届出受理等を行うとともに、指導検査等を実施する。</p>

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【社会福祉協議会】	<p>○専門的な事業に携わる職員に対して、各種研修への参加を促し、事業の充実を図ります。</p>
 【サービス事業者】	<p>○適切に対応することで利用者の満足度を高めるとともに、苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげるよう、事業者間及び行政との連携を強化します。</p>

基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

施策の方向 1. 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

家族形態の多様化、生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じた思いやりや、いたわりといった互いを思い合う心を育む機会も新たに設ける必要があります。

みんなが安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。

また、制度的な福祉サービスや支援に加え、隣近所や地域での支え合い、助け合いの仕組みをつくり、困っている人を支えていく地域福祉活動が必要です。

地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、地域ぐるみの見守りが大切です。

さらに、地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。そのため、地域の団体等と連携したふれあいサロンや子育てサロンの実施により交流機会の提供を行ってきました。今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

【アンケート調査結果】

福祉への関心度では、「自分自身というよりも、社会的な問題として関心がある」が49.8%、「自分自身の身近な問題として関心がある」が39.9%で合計89.7%の方が「関心がある」と答えています。平成24年、平成19年調査とほぼ同様の関心度合いです。

その一方で、7.2%が「関心がない」と回答しており、その割合も増加しています。

地域でふれあい活動等を活性化させるために重要なことは、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通しての交流」が55.5%と最も多く、次いで「子どものうちからの異なる世代間の交流」が27.9%、「地域全体であいさつ運動を展開する」が22.9%となっています。

【施策の方向性】

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉の活動に活かすことができるよう、各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

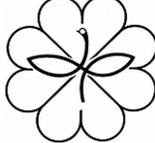
また、各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。

民生委員・児童委員等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり親世帯など日常生活に不安を抱える方に対応した支援活動の拡充や孤立予防などの地域における見守り・支援体制の整備に努めます。

【主要施策】

3-1-1	豊かな心の育成 ■指導課 学校教育の中で人権教育や豊かな心の育成を図り、地域において福祉意識をもった次世代の地域福祉の担い手を育成する。
3-1-2	ノーマライゼーション理念の普及啓発 ■社会福祉課・指導課 障害者週間、共同募金期間等のイベント実施、福祉体験学習等の事業と連携し、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努める。
3-1-3	地域福祉交流会の実施 ■社会福祉課 障害の有無に関わらず、ボランティアや福祉関係者と地域住民との交流会の実施を支援する。
3-1-4	認知症サポーター養成事業 ■地域包括支援センター 認知症に対する正しい知識を持つ支援者を養成する。
3-1-5	集いの場ネットワーク事業 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課 ●重点事業 各種施策における「集いの場」の協働、カップリング・マッチング。世代を超えた情報交換の場の創出。社協が関わっている高齢者サロン・ふれあいサロン・子ども食堂を支援する。
3-1-6	見守り・支援体制づくりの推進 ●重点事業 ■社会福祉課・子ども福祉課・長寿福祉課 住民参加型の日常的な見守り・支援体制を推進する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけます。 ○障害者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加します。
 <p>【ボランティア】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉情報の提供，講師などの人材の派遣等に協力します。
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての事業活動の中で，住民の福祉意識の向上を図るように啓発・広報を行います。
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動等，様々な福祉活動を紹介します。 ○車いすの貸し出しや高齢者疑似体験など各種講座・教室を行うなど，各学校や地域における福祉教育活動に協力します。

施策の方向 2. ボランティア活動の振興

【現状と課題】

地域での支えあいや助けあいを進めていく「地域福祉」は、自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などの役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。

ボランティア団体やNPO法人などにおいて指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

ボランティア活動のきっかけをつくるとともに、担い手の育成や団体の支援を行うことが課題となっています。

地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている市民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援することが必要です。

地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、市民の参加を促すことが必要です。

【アンケート調査結果】

ボランティア活動への参加状況として、「参加したことがない」が64.7%と、平成19年の59.4%、平成24年の63.7%に比べ増加しています。また、ボランティア参加していない理由として、「誘いやきっかけがなかった」が25.9%、「仕事がきつくて余裕がない」が18.1%、「内容や時間・場所等の情報がない」が17.8%であり、仕事で参加できないという理由のほかに、きっかけがないことや情報が行き届いていないということから、ボランティア活動へのきっかけづくりや情報提供の充実が必要です。

【施策の方向性】

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社協をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。

また、自治会、老人クラブ、子ども会などの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

【主要施策】

3-2-1	ボランティア育成事業 ■社会福祉課・生涯学習課 ●重点事業 ボランティア知識の向上を図り、各種講座の開催、研修会の参加を進め、支援及び育成を行う。
3-2-2	福祉教育の推進 ■指導課・生涯学習課・社会福祉課 体験学習等を通じた社会福祉への関心の向上、たすけあいの精神の養成

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【自治会・住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加します。 ○地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。
 【ボランティア】	<ul style="list-style-type: none"> ○市民がボランティア活動に参加できるよう、事業所等でのボランティアの受け入れや専門的な知識等を提供し、ボランティア活動の裾野の拡大に協力します。 ○団体間で情報共有を図り、活動の幅を広げたり、新たな活動を展開します。
 【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高等学校と連携し、ボランティア体験学習や講座を通じ、福祉に対する理解と関心を深めます。 ○ボランティアサークルの活動内容の紹介やサークル同士の交流ができるようにホームページ等の工夫を行います。 ○社会奉仕活動支援センター（ボランティアセンター）の機能充実と強化を図ります。 ○ボランティア連絡協議会の機能及び活動の充実支援を進めます。
 【サービス事業者】	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら提供するサービス事業に関わるボランティアサークル等を把握し、インフォーマルサービスとの連携を図り、利用者支援を充実します。

施策の方向 3. 安心・安全・共生のまちづくり

【現状と課題】

高齢者や障害のある人を狙った消費者犯罪や詐欺犯罪の増加、子どもが犯罪の被害にあう危険な状況もあることから、安心して、安全に暮らせるまちづくりは、地域住民だれにとっても重要な課題となっています。

また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、子ども、高齢者や障害者などすべての人が利用しやすい施設になるようなバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりといったハード面の推進とともに、在住外国人が増加していることから、国籍や民族が異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きていけるような、ソフト面での地域づくりも求められています。

【アンケート調査結果】

危険な目にあった経験は、「あった」が22.6%、「あいそうになった」が9.1%と「危険な目にあった、あいそうになった」と回答した人の合計が31.7%と平成19年、平成24年調査に比べ、増加しています。その被害の内容をうかがったところ、「住宅などの空き巣」、「不審者や変質者の出没」、「家や車などにいたずら」が上位となっています。

【施策の方向性】

消費者犯罪や詐欺犯罪に対する啓発、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、歩道や道路などバリアフリー・ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりのほか、在住外国人との多文化共生に取り組むボランティア団体への支援を実施します。

【主要施策】

3-3-1	消費者対策の推進 ■消費生活センター 消費者意識の高揚，啓発広報，相談業務を推進する。
3-3-2	防犯意識の高揚・防犯体制の整備 ■防災安全課 防犯意識高揚のための広報活動の充実，地域ごとの防犯サポーターの支援・充実にを図る。
3-3-3	子どもを守る110番の家の登録推進 ■生涯学習課 子どもが緊急時に避難できるように通学路や遊び場近くに110番の家のステッカーを貼り，子どもを保護する家庭の登録事業を推進する。
3-3-4	交通弱者等の交通手段の確保 ■長寿福祉課 巡回バス運行による交通弱者等の交通手段を確保する。
3-3-5	多文化共生の推進 ■企画政策課 国籍や民族など異なる人々が，互いの文化的差異を認め合い，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員として共に生きていくような，多文化共生の地域づくりを推進する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【自治会・住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの登下校時には，見守りをを行います。 ○防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加します。
 【ボランティア】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防犯ボランティアパトロールの活動を推進し，地域内での防犯活動を率先して行います。
 【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインを推進するために，啓発や情報の提供に努めます。

施策の方向 4. 避難行動要支援者対策の充実

【現状と課題】

災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。

避難行動要支援者名簿の登録について周知徹底を図るとともに、この制度への登録を広く呼びかける取り組みが必要です。

地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災等により、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が重要です。

【アンケート調査結果】

要支援者の情報の扱いについては、「本人の了承があれば隣近所等一定の範囲で情報は知られていてもよい」が28.8%と最も多く、次いで「町内会では、要支援者の情報を持って役立ててほしい」が22.8%、「本人や家族が、事前に支援を申請しておけばよい」が18.0%となっています。

また、災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が48.9%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が38.4%、「避難場所がわからない」が18.3%となっています。

【施策の方向性】

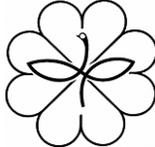
大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進するとともに、避難行動支援制度の周知と登録、避難支援者の協力を継続的に行っていきます。

災害時に支援が必要な災害時要支援者の救援等をスムーズに行うための救援体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障害者に対応可能な避難所、医療供給体制の整備に努めます。

【主要施策】

3-4-1	避難行動要支援者名簿作成事業 ■社会福祉課 災害時の救済等に役立てるため、要支援者を名簿に登録するとともに、適宜見直しを行う。
3-4-2	避難行動要支援者「個別計画」の作成 ■社会福祉課 ●重点事業 結城市避難行動要支援者支援制度実施要項により、要支援者名簿ごとに「個別計画」を作成する。
3-4-3	地域災害救援支援計画の推進 ■社会福祉協議会 「地域災害救援支援計画」（平成25年度改定）により、市との連携を強化するとともに、実地訓練及び災害時の支援体制整備を進める。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 【自治会・住民】	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加します。 ○地域の自主防災・防犯組織の体制づくりに積極的に参加します。
 【ボランティア】	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア講座に参加し、防災ボランティアとしての知識と技術を学び、実際に活用します。
 【民生委員・児童委員】	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報に配慮しながら、地域の要支援者の把握と情報の共有に努めます。
 【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生を想定し、市及び地域ボランティア等との連携体制の確立及び円滑な災害ボランティアセンター運営を実施します。
 【サービス事業者】	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社協など関係機関と連携し、災害時の支援活動に協力します。

施策の方向 5. 虐待防止・人権擁護の充実

【現状と課題】

DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待など、専門性が高い福祉問題への対応については、関係機関の連携を強化することによって解決を図っていくことが重要です。

また、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、差別の解消を地域社会全体に浸透させるための取組が求められています。

福祉サービスを利用するなかで、問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備することが大切です。

また、経済的困窮だけでなく、ニートやひきこもり等社会的孤立にある人に対して、相談窓口や居場所づくり、自殺予防啓発活動など地域で支援していく体制をつくる必要があります。

【施策の方向性】

児童虐待、高齢者虐待やDV防止に向けた相談・防止体制の整備を図るとともに、啓発活動を充実していきます。

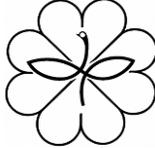
障害者に対しては、障害を理由に権利利益を侵害することとならないよう、障害や障害者に対する理解促進を図り、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を提供するよう努めます。

また、ニートやひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などの最悪の事態に至らぬよう、必要な支援へつなげます。

【主要施策】

3-5-1	障害者虐待防止対策 ■社会福祉課 障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の通報、相談に対応する体制の整備、機関の設置を検討する。
3-5-2	要保護児童対策 ■子ども福祉課 被虐待児童及びひきこもり児童等の要保護児童の早期対応及び啓蒙啓発活動を組織的に実施するため、ネットワークを構築する。
3-5-3	高齢者虐待防止対策 ■地域包括支援センター 高齢者の虐待の通報、相談に対応し、高齢者の人権擁護を図る。また、高齢者虐待防止に関する研修会等を開催することで虐待防止を啓発する。

【それぞれの取り組み】

地域福祉推進役	取り組み
 <p>【自治会・住民】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援やサービスが必要な人を周囲で把握し，市や社協，民生委員・児童委員など，関係機関へつなげます。 ○地域での見守りや声かけなどを行います。
 <p>【民生委員・児童委員】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの見守りや，日頃の生活の中で認知症，生活困窮，孤立などから生じる異変や虐待に気づいた際には，行政，民生委員・児童委員，社協，地域包括支援センターなどに連絡します。 ○支援を必要とする方の情報を，市と共有し，支援の強化に努めます。 ○特に，高齢者や障害者の介護者や子育て中の母親等の孤立化に注意し，適宜，相談機関やサービス事業等について助言・指導を行い，虐待の発生予防に努めます。 ○虐待の懸念がある場合には，速やかに，対応機関に通報します。
 <p>【社会福祉協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止等ネットワークを構成している機関の代表者会議，実務者会議，個別ケース検討会議を開催し，虐待等の予防から早期発見・早期対応，保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援を図ります。 ○障害者虐待の防止，早期発見，虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援，養護者に対する支援を行います。
 <p>【サービス事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動を通して，子どもや障害者，高齢者等の虐待を把握した場合は，相談機関等に情報を提供するなどの対応を行います。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、地域活動の主役である市民、関係団体などが互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解を得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なPR媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民、関係団体などの協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支え合うことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や関係団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、福祉団体やNPO法人などと連携し、それぞれの特徴が活かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

(3) 行政と社協の連動による推進体制の整備

本計画は、社協が策定する「地域福祉活動計画」と連携・協力して、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策・体制整備を推進していくものです。行政と社協が相互に計画の進捗を確認し、一体的に事業を推進することで、総合的な地域福祉の向上を目指します。

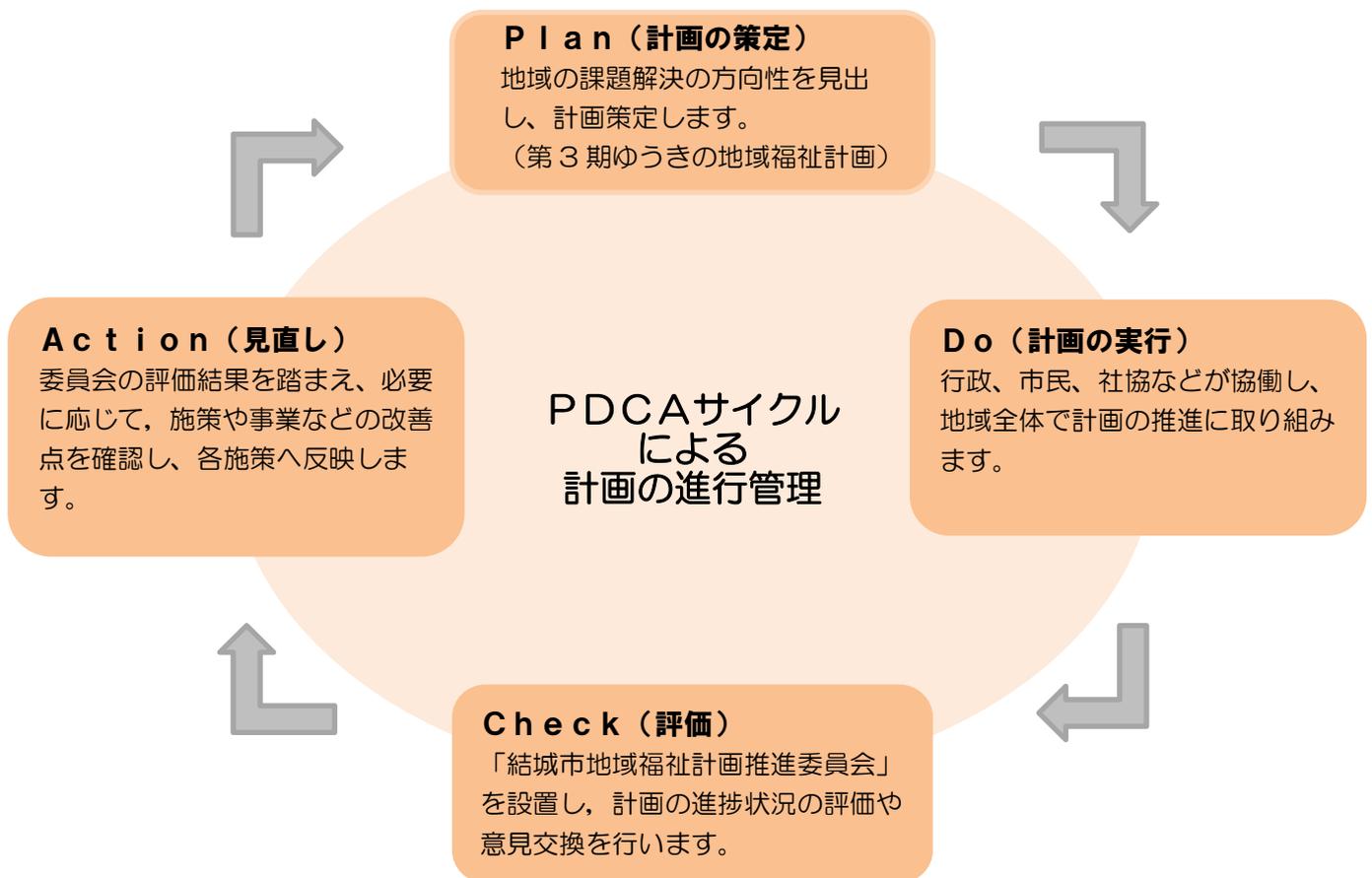
また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、様々な分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進においては、庁内の総合的な体制を整備し、関係部局との連携と情報共有に努めます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことです。

本計画においては、下記図のサイクルを行うことで、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。



3. 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、重点事業について目標値を設定します。また、目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

施策No等	重点事業名称	主要事業名	担当課	現状値 (平成29年)	目標値 (平成34年)
1-1-2	声の広報等の発行	障害者社会参加促進事業	社会福祉課	朗読 49人 点字 1人	朗読 50人 点字 3人
1-2-3	総合相談支援事業	総合相談 高齢者実態把握事業	地域包括支援センター	相談対応件数 4,315件 相談窓口 4か所 (H28)	相談件数 4,450件 相談窓口 4か所
1-2-6	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター運営事業	子ども福祉課	相談件数 4,104件 (H28)	相談件数 4,320件
1-4-6	子どもの学習支援事業	子どもの学習支援事業	社会福祉課	出席率 57%	出席率 70%
2-3-1	包括的・継続的ケアマネジメント事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センター	相談件数 308件 地域ケア会議 11回 (H28)	相談件数 350件 地域ケア会議 12回
2-3-4	生活支援体制整備事業	協議体の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター 市民活動支援センター	協議体数 3ヶ所	協議体数 8ヶ所
3-1-5	集いの場ネットワーク事業	ふれあいサロン事業	社会福祉課 子ども福祉課 長寿福祉課	7団体	10団体
3-1-6	見守り・支援体制づくりの推進	地域見守り協定	社会福祉課 長寿福祉課	協定団体 32件	協定団体 35件
3-2-1	ボランティア育成事業	ヤングジュニアボランティア	生涯学習課	中高生登録ボランティア数 45人	中高生登録ボランティア数 70人
3-4-2	避難行動要支援者「個別計画」の作成	避難行動要支援者個別計画策定事業	社会福祉課	個別計画数 2,200件	個別計画数 3,400件

